

# 法やルールって、 なぜ必要なんだろう？

～私たちと法～



法やルールの意義を理解し、生きる力を育む法教育

法教育推進協議会

# はじめに



平成15年7月に発足した法教育研究会は、法教育の具体的内容及びその実践方法をより明確に提示するために、4つの教材（「ルールづくり」、  
「私法と消費者保護」、  
「憲法の意義」、  
「司法」）を試案的に作成し、平成17年3月31日付けで初版を発行した。

法教育研究会に代わり、平成17年5月に発足した法教育推進協議会においては、これまで法教育を更に普及させるための施策をどのように推進していくのかなどについて、多角的な視点から検討が行われてきたが、平成24年度以降、法に関する教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領に基づいた学校現場における法教育授業の実践状況について、調査研究を実施し、平成25年度は全国の中学校を対象に調査研究を行った。

今般、法教育推進協議会では、中学生向け法教育教材作成部会を設置して、これらの研究結果を踏まえ、学校現場において、より使いやすいような教材を作成する必要性について検討したところ、上記の4つの教材をリニューアルすることとし、本教材を刊行するに至った次第である。

今後、全国の中学校において、本教材が実践的かつ効果的な法教育授業の一助となれば幸いである。

**法教育推進協議会**

# 中学生向け法教育教材作成部会構成員名簿

(五十音順 敬称略)

## 1 総監修

- 江 口 勇 治 筑波大学人間総合科学研究科教授 (現: 推進協議会委員)
- 笠 井 正 俊 京都大学大学院法学研究科教授 (現: 推進協議会委員)
- 樋 口 雅 夫 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 (現: 推進協議会委員)

## 2 各教材作成担当

### ● 「ルールづくり」に関する教材担当

- 関 根 憲 一 豊島区立池袋中学校主幹教諭
- 橋 本 康 弘 福井大学教育地域科学部准教授 (現: 推進協議会委員)

### ● 「私法と消費者保護」に関する教材担当

- 田 中 良 樹 横浜市立西金沢中学校主幹教諭
- 寺 本 誠 お茶の水女子大学附属中学校教諭

### ● 「憲法の意義」に関する教材担当

- 大 坂 誠 川崎市立野川中学校教諭
- 館 潤 二 大正大学特命教授 (現: 広報部会構成員)

### ● 「同法」に関する教材担当

- 磯 山 恭 子 静岡大学教育学部教授 (現: 推進協議会委員)
- 岩 本 知 之 静岡大学教育学部附属島田中学校教諭

## 3 その他法的助言担当

- 南 宏 幸 最高裁判所事務総局総務局付 (現: 広報部会構成員)
- 梶 山 太 郎 法務省大臣官房司法法制部付
- 村 松 剛 弁護士・横浜弁護士会所属 (現: 推進協議会委員)
- 矢 田 健 一 弁護士・群馬弁護士会所属 (現: 広報部会構成員)

## ルールづくり

### 第1 単元設定の趣旨

1 法教育における「ルールづくり」の学習の必要性	006
2 「ルールづくり」に関する学習指導要領や教科書の記述	006
①学習指導要領の内容	006
②教科書の記述	007

### 第2 単元

1 単元の構成	008
2 単元の目標	008
3 単元の位置付け	008
4 単元の指導計画	009
①「ごみ収集に関するルールを作ろう」の概要	009
ア 第1時	
「ごみ収集に関するルールを作ろう」	009
イ 第2時	
「ごみ収集に関する町内会規約を作ろう」	009
②「マンションのルールを作ろう」の概要	010
ア 第1時	
「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」	010
イ 第2時	
「マンションの紛争を解決するルールを作ろう」	010
ウ 第3時	
「ルールについて評価し討論しよう」	010
5 特別活動と本教材を活用した授業との関連付け	011

### 第3 単元の指導計画

①ごみ収集に関するルールを作ろう(第1プラン)	
第1時 ごみ収集に関するルールを作ろう	012
第2時 ごみ収集に関する町内会規約を作ろう	014
ワークシート1	016
ワークシート2	017
ワークシート3	020
資料1	021
ワークシート4	023
資料2	024
ワークシート5	025
②マンションのルールを作ろう(第2プラン)	
第1時 ルールの機能と望ましいルールの要件は何か	026
第2時 マンションの紛争を解決するルールを作ろう	029
第3時 ルールについて評価し討論しよう	032
ワークシート1	034
資料1	036
ワークシート2	037
考える視点シート	039
司会進行シート	040
ワークシート3	042
ワークシート4	043

## 私法と消費者保護

### 第1 単元設定の趣旨

1 法教育における「私法と消費者保護」の学習の必要性	046
2 「私法と消費者保護」に関する学習指導要領や教科書の記述	046
①学習指導要領の内容	046
②教科書の記述	047

### 第2 単元

1 単元の構成	048
2 単元の目標	048
3 単元の位置付け	048
4 単元の指導計画	049
「私法と消費者保護」の概要	049

### 第3 単元の指導計画

契約とは何だろう	
第1時 契約とは何だろう	050
法律家からのメッセージ	055
資料1	057
教師用資料1	059



法教育  
マスコットキャラクター  
最優秀賞 受賞  
「ホウリス君」

名前の由来は、ホウリスとリスを合わせて「ホウリス君」。学校でいろいろないざこざがあると、どこからともなく現れて、問題を一緒に考えてくれます。子どもたちにもっと「法教育」に親しんでもらえるよう、ホウリス君は今日も頑張っています。

# 憲法の意義

## 第1 単元設定の趣旨

- 1 法教育における「憲法の意義」の学習の必要性 .....064
- 2 「憲法の意義」に関する学習指導要領や教科書の記述 .....064
  - ①学習指導要領の内容 .....064
  - ②教科書の記述 .....065
  - ③「憲法の意義」学習の内容とその理解 .....065

## 第2 単元

- 1 単元の構成 .....066
- 2 単元の目標 .....066
- 3 単元の位置付け .....066
- 4 単元の指導計画 .....067
  - 「憲法の意義」の概要 .....067
    - ア 第1時
      - 「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」 .....067
    - イ 第2時
      - 「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」 .....067
    - ウ 第3時
      - 「憲法とは何か」 .....067
    - エ 第4時
      - 「日本国憲法の意義は何か」 .....068

## 第3 単元の指導計画

### 憲法の意義

- 第1時 国の政治の在り方は誰が決めるべきか .....069
- 第2時 みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと .....071
- 第3時 憲法とは何か .....074
- 第4時 日本国憲法の意義は何か .....076
- ワークシート1 .....078
- ワークシート2 .....080
- ワークシート3 .....082

# 司法

## 第1 単元設定の趣旨

- 1 法教育における「司法」の学習の必要性 .....086
- 2 「司法」に関する学習指導要領や教科書の記述 .....086
  - ①学習指導要領の内容 .....086
  - ②教科書の記述 .....086
  - ③「司法」学習の内容とその理解 .....087

## 第2 単元

- 1 単元の構成 .....088
- 2 単元の目標 .....088
- 3 単元の位置付け .....088
- 4 単元の指導計画 .....089
  - ①「司法」の概要 .....089
    - ア 第1時 「日常の紛争解決と民事裁判」 .....089
    - イ 第2時 「民事裁判との比較で見る刑事裁判」 .....089
    - ウ 第3時 「裁判員として裁判に参加する」 .....090
  - ②発展的学習教材—学習の深化・発展を図る場の設定 .....090
    - ア 個別課題の設定を行う .....090
    - イ 法廷傍聴の実施 .....090
    - ウ 模擬裁判の実施 .....091

## 第3 単元の指導計画

### 司法

- 第1時 日常の紛争解決と民事裁判 .....092
- 第2時 民事裁判との比較で見る刑事裁判 .....095
- 第3時 裁判員として裁判に参加する .....097
- ワークシート1 .....101
- ワークシート2 .....103
- ワークシート3 .....106
- ワークシート4 .....107
- ワークシート5 .....108
- ワークシート6 .....109
- 資料1 .....110
- 資料2 .....111
- 資料3 .....112
- 資料4 .....113
- ワークシート7 .....115



ルールづくり



### 1

## 法教育における「ルールづくり」の学習の必要性

「ルールづくり」の単元は、「法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということ、実感をもって認識させるために、ルールをどのようにして作るのか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのかについて主体的に学習させる」(報告書第3の1(2)ア)ものとして位置付けられている。具体的な学習場面では、ルールづくりを通じて、上述の内容を認識させるとともに、法が多様な人々が共生するための相互尊重のルールであり、守ることの大切さを理解させることを目指している。

本教材の特徴は、生徒に身近に感じられる紛争状況を設定し、この紛争状況を解決するための解決策(ルール)づくりを体験的に行わせる点にある。

解決策(ルール)を体験的に作成する過程においては、生徒がそれぞれ合理的な意見を持ち、生徒間の討論を経た合意形成に基づいて紛争を解決することが必要となるが、こうした体験的な作業は合意形成や建設的な批判の能力の育成にもつながると考える。

また、生徒の身近な紛争状況を設定することにより、作成したルールもまた身近なものであると意識付けることが可能となるし、作成体験を通じて、自分たちで合意したルールを守るという規範意識の涵養、状況の変化に応じてルールを作り変えるといった、主体的なルールを作成し利用するという意識を育む教育にもつながると考える。

### 2

## 「ルールづくり」に関する学習指導要領や教科書の記述

### ①学習指導要領の内容

「ルールづくり」について、中学校学習指導要領(社会科[公民的分野])では、大項目「(1)私たちと現代社会」の中項目「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」に位置付けられており、「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる」際に、「個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」こととされている。中項目イにおいては、「人間は社会集団を形成し、その一員として所属する集団や所属員にかかわる問題(トラブル)の解決について、どのような決定の仕方が望ましいのか、決定したことを、『きまり』として守ることにどのよ

うな意味があるのかを考えさせること」とされており、「例えば、学校や地域の自治会において何か問題（トラブル）が生じ、その解決のために何をすべきかを決定する際、全員が参加して話し合って決めたり、多数決で決めたり、あるいは代表者が集まって決めたりすることが考えられる」（文部科学省「中学校学習指導要領解説－社会編－」、以下「解説」という。）との記述も見られる。また、解説には、「『きまり』や『取り決め』は、それを守ることによって、だれの何を保障するのかを考えさせることが必要である。その際、『契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる』としているのは、社会生活で人々がきまりを作ったり取り決めを行ったりしている活動を改めて『契約』という概念でとらえ直し、それを守ることによってそれぞれの権利や利益が保障されること、また、互いが納得して受け入れられたものである限りその結果について責任が伴うことに気付かせることを意味している」との記述も見られる。

また、解説には、「『社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせる』ことを通して、『現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させることが必要である』」との記述がある。解説では、「対立と合意」については、「『対立』が生じた場合、多様な考え方を持つ人が社会集団の中で共に成り立ちうるように、また、互いの利益が得られるよう、何らかの決定を行い、『合意』に至る努力がなされていることについて理解させる」としている。また、「効率と公正」については、「合意の妥当性」を検討する際の「代表的な判断の基準」と整理されており、「公正」については、「手続きの公正さ」「機会の公正さ」「結果の公正さ」などが例示されている。

なお、ここでは、社会科における「ルールづくり」学習に絞り、まとめた。中学校段階では、他に、特別活動における「ルールづくり」学習が想定される。本単元と特別活動における「ルールづくり」の関係は後述する。

## ②教科書の記述

教科書における「ルールづくり」学習については、前述した学習指導要領の内容を踏まえ、学校で発生する問題を「効率や公正」の観点から評価し、解決策を作り出そうとする「ルールづくり」の授業や、自治会で発生する問題に対処するため、自治会の規約を見直す際に、ルールを評価する視点（目的の合理性と手段の相当性、「効率や公正」の視点など）を用いて、自治会規約を見直し、きまりが変更される可能性があることを指摘し、自分たちで作ったきまりだから、自分たちが守っていく責任があることに言及している記述も見られる。

大項目 「(1) 私たちと現代社会」

中項目 「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」

### 1 単元の構成



小単元① 「ごみ収集に関するルールを作ろう」(2時間：第1プラン)の構成

第1時 「ごみ収集に関するルールを作ろう」

第2時 「ごみ収集に関する町内会規約を作ろう」

小単元② 「マンションのルールを作ろう」(3時間：第2プラン)の構成

第1時 「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」

第2時 「マンションの紛争を解決するルールを作ろう」

第3時 「ルールについて評価し討論しよう」

※第1プラン又は第2プランの内容を選択的に利用することを想定している。

### 2 単元の目標



- ①ルールについての関心を高め、社会生活におけるルールの意義について考える態度を養う。
- ②ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活における取決めの重要性、集団内の個人の自由を保障するためのルールの必要性、それを守る意義について考えさせる。
- ③事例の望ましい解決策(ルール)を作成し表現させる。
- ④作成したルールについて、合理的に考察し評価することができる。

### 3 単元の位置付け



「ルールづくり」の単元は、学習指導要領(社会科[公民的分野])の大項目「(1) 私たちと現代社会」の中項目「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」で実施する。

学習は2～3時間で編成しており、第1プランと第2プランの2種類のプランを作成した。

第1プランは、「ごみ収集に関するルールを作ろう」と題して2時間で構成し、第2プランは、「マンションのルールを作ろう」と題して3時間で構成した。

## 4 単元の指導計画



### ① 「ごみ収集に関するルールを作ろう」の概要

#### ア 第1時 「ごみ収集に関するルールを作ろう」

第1時の授業では、「ごみ収集に関するルールを作ろう」というテーマのもと、ルールのもつ機能（秩序維持機能・紛争解決機能）について学んだ上で、ルール作成時の視点を踏まえ、町内会で起こった、ごみ収集場所をめぐる紛争の解決策を考える。具体的には、実際に、ごみ出しの経験をした後、架空の町内会を設定して、利害が対立するいくつかの立場に立って、ごみ収集場所をどこにするか考える学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

- ①ごみ出しについて自分の経験を発表する。
- ②ルールが何のためにあるかを考える。
- ③よいルールの条件を考える。
- ④ごみ収集場所をどこにするかをいくつかの立場に分かれて考える。

#### イ 第2時 「ごみ収集に関する町内会規約を作ろう」

第2時の授業では、「ごみ収集に関する町内会規約を作ろう」というテーマのもと、第1時の立場をばらし、編成したグループごとに、それぞれの立場の意見を踏まえながら、話し合い活動を行って望ましい町内会規約を検討する学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

- ①話し合い活動を行い、グループとしての規約案を検討する。
- ②グループごとに、作成した町内会規約を発表する。
- ③グループの町内会規約が望ましいルールかどうか評価する。
- ④ルールの機能、望ましいルールの要件を確認する。

### ② 「マンションのルールを作ろう」の概要

#### ア 第1時 「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」

第1時の授業では、「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」というテーマのもと、日常生活に見られるルールの中で受け入れることのできるルールとは、どのようなものかを考える。具体的には、生徒が日常生活の中で出会うトラブルを解決するルールを想定し、その適否を考えることを通して、ルールの機能と望ましいルールの要件を考える学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

- ①ルールは何のためにあるか考える。
- ②ルールの具体例を検討する。
- ③それぞれのルールの問題点を考える。
- ④ルールの問題点をどのように改善すればよいか考える。
- ⑤ルールが適正となる要件を整理する。

#### イ 第2時 「マンションの紛争を解決するルールを作ろう」

第2時の授業では、「マンションの紛争を解決するルールを作ろう」というテーマのもと、架空のマンション住人間の紛争を設定し、解決のためのルールを考える。具体的には、マンションでのペットの飼育について紛争が発生していると想定し、その紛争を解決するルールを考える学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

- ①マンションでのペットの飼育について住人間に紛争が生じていることを確認する。
- ②ペットを飼育している住人や隣接する部屋に居住する住人の状況を確認する。
- ③グループに分かれて解決策を考える。
- ④各グループで考えた解決策を生徒各自で評価する。
- ⑤各グループで考えた解決策について話し合う。

#### ウ 第3時 「ルールについて評価し討論しよう」

第3時の授業では、「ルールについて評価し討論しよう」というテーマのもと、第2時の授業で決定された解決策が適正かどうかを評価する。具体的には、第1時で学習した、「ルールが適正となる要件」をもとに解決策を評価する学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

- ①第1時の授業で学習した、「ルールが適正となる要件」を確認する。
- ②グループで決定した解決策を生徒各自が受け入れることができるか検討する。
- ③新たな問題状況を設定し、現在の解決策で問題が解決されない場合の対応を考える。

## 5 特別活動と本教材を活用した授業との関連付け

中学校学習指導要領（特別活動）第5章の第2の〔学級活動〕の2「内容」及びその解説にも、ルールづくりに関連した指導内容が示されている。「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」を実施するにあたっては、生徒自身が集団の一員であるという自覚と責任感をもち、その中で生まれてくる様々な問題を話し合って解決したり、役割を分担し合って処理したりすることが必要であり、そのための組織や係が生徒会活動とも連携を図りながら、自発的、自治的な活動を進めていくことが大切とされている。また、「イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理」、「ウ 学校における多様な集団の生活の向上」を実施するにあたって、その指導の工夫の一つとして、「ルール」に関する題材の設定が例示されている。

本教材を活用して実施された法教育の授業と、上記した特別活動の実施とを関連させることで、「実社会でのルールづくり」とつながることを生徒に実感させることも期待される。



# ①ごみ収集に関する ルールを作ろう

第1プラン 1時間

第1時

## ごみ収集に関するルールを作ろう



	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
事前準備		生徒は、1週間程度ごみ出しを体験し、感想を簡単なレポートとして提出する(1枚程度)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ワークシート1</li> </ul>
導入		<p><b>みんなが提出してくれた、「ごみ出し」レポートを発表しよう。</b></p> <p>指名された何名かの生徒が、ごみ出しの感想レポートを発表し、ごみ問題の切実さを確認する。</p> <p><b>これから、「ルールをみんなで作ってみよう」という学習をします。この学習に関わる次のことに答えてみよう。</b></p> <p>◆ ワークシート1に記載する。→「ルールは何のためにあるか」</p> <p>①秩序を守らないと安全に暮らしていけないから(秩序維持機能)</p> <p>②紛争を解決しなければ社会が安定しないから(紛争解決機能)</p> <p>といったルールの機能について説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ルールを作る上での視点についても触れ、評価の視点となることを伝える。 手段の相当性=目的に対して手段が適切か。</li> <li>• 明確性=いく通りにも解釈されることはないか。</li> <li>• 平等性=立場を替えても受け入れられるか。</li> <li>• 手続の公平性=みんなが参加しているか。</li> </ul>
展開	日常生活における紛争	<p><b>ある町内会で、ごみ収集場所についての問題が生じている。まず、問題の状況を確認しよう。</b></p> <p>◆ ワークシート2-1の「ごみ収集場所をどこに？」を範読する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ◆ ワークシート2-2の「付近地図」を黒板等に掲示する。</li> </ul>



	学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開		<p>◆ ワークシート2-3の「各自の主張」を生徒が音読し、ごみ収集場所についての、それぞれの住民の立場を確認する。</p>	
まとめ	<p>紛争解決のためのルールづくり</p>	<p><b>立場に応じて班分けをし、それぞれの班で解決策を考えてみよう。</b></p> <p>◆ ワークシート3に記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1のような主張が考えられる。議論が拡散しないようごみ収集場所は、川上・山村・太田宅前の3か所に限定する。班ごとに役割演技に徹しさせ、役割分担をさせる。自分たちの立場を理解し、その立場になりきってこの問題の解決策を考えさせ、他者を説得し得る案を提示させる。罰金や罰則を設けることのみ論点を着目させない。各立場を明確にさせるため、表示板を用意するとよい。</li> </ul>

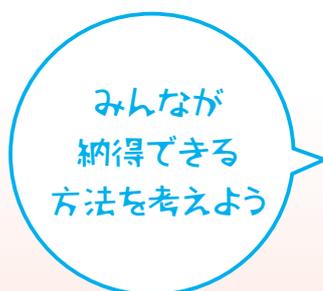
第2時

## ごみ収集に関する町内会規約を作ろう



学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入・展開  ルールづくりの合意形成  ルールを作るに当たっての条件 ①ルール 必要性 ②ルールづくりの合意形成の方法 ③ルール評価の視点	<p><b>それぞれの立場で検討した解決策(町内会規約案)を発表してもらい, どのような町内会規約を作ったらよいかグループで議論しよう。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの立場の意見を発表で確認させ, ◆ワークシート4を活用し, 問題点, 対立点を明確にしながらグループで話し合いをさせる。町内地図を拡大するなどして, 興味や関心が持続できるようにする。</li> </ul>
	<p>第1時のそれぞれの立場の班から発表させる。</p>	
	<p><b>それぞれの立場の解決策を踏まえ, グループで望ましい解決策(町内会規約案)を話し合ってみよう。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会規約の検討に当たっては 資料2のような論点が考えられる。</li> </ul>
	<p>第1時の立場をばらして編成したグループで話し合いを行う。 ◆ワークシート4に記載する。</p>	
<p><b>グループで話し合った結果を発表しよう。また, グループで検討した解決策(町内会規約案)が, 本当に望ましいルールかどうか評価してみよう。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会規約案の論点が拡散 (ごみ収集場所を地下に設ける, 2階建てにする等というように) するとき, 論点を整理させる。</li> </ul>	
<p>ルール評価の視点に基づき評価させる。</p>		
<p>①手段の相当性=目的を実現するために適切な手段だろうか。 ②明確性=そのルールはいろいろな解釈ができないか。 ③平等性(公正さ)=立場が変わってもその決定は受け入れられるか。 ④手続きの公平性=ルール作りにみんなが参加し, ルールを作る過程に問題はないだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①手段の相当性は, 目的を達成する手段として個人の自由を必要以上に制限していないかなどについて考えさせる。</li> </ul>	

単元	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
		<p>これまで、「ルールをみんなで作ってみよう」について学習し、この学習の中で様々なことを学んできたが、その上で、もう一度、みんなの考えを聞かせてほしい。</p> <p>◆ ワークシート5に記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ルールを作るに当たっての条件を踏まえて考えをまとめさせる。</li> </ul>



## 「ルールをみんなで作ってみよう」事前質問

これから、「ルールをみんなで作ってみよう」について学習します。この学習に関わる次のことに答えてください。

1 周囲の人たちと考えや意見がくい違ったら、あなたはどのような行動をとりますか。あなたがとるであろう行動に最も近いものを選んでください。

- **ア** — 自分の考えに基づいて行動する。
- **イ** — 相手の考えに合わせて行動する。
- **ウ** — お互い納得するまで話し合ってから行動する。
- **エ** — その他 ( )

2 様々な人たちがいる社会には、必ずルールがあります。あなたは、ルールは何のためにあると考えますか。自分の考えに近いものを2つ選んでください。

- **ア** — いろいろな人たちの異なる考えや意見をまとめるため。
- **イ** — いろいろな人たちが対等に生活できるようにするため。
- **ウ** — 弱い立場の人たちを守るため。
- **エ** — 犯罪を防いだり、社会の秩序を守るため。
- **オ** — その他 ( )

3 あなたが考える望ましいルールの決め方を書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 町内会規約を作ってみよう!

### 1 ゴみ収集場所をどこに？

商店街にある空き地を山本不動産が買い取って5軒程度の建売住宅を売り出しました。うち何軒かはすでに新しい住人が入居しています。

この商店街のゴミ収集場所は、川上さんという人の家の前にありますが、ある日、新しく引っ越してきた山村さんが、燃えないゴミの日に間違えて生ゴミを出してしまいました。これをきっかけに、川上さんは、「これまで長い間、自分の家の前にゴミ収集場所があるのを我慢してきたが、町内の住人が増えて、ゴミの量も増えている。また、商店街を通る人たちが、ゴミを勝手に捨てていって、ゴミ収集場所は散らかっている。生ゴミの日は、猫が入ってきて散らかし、悪臭がすごい。この機会にゴミ収集場所を変えてほしい。」と言い始めました。その両隣や向かいの人も川上さんに賛成しています。

他方、古くからこの町内に住んでいる田中さんは、「住人が増えて、ゴミの量が増えるからといって、もともと住んでいる私たちが不利益を受けるのは困る。もし収集場所を変えるなら新しい建売住宅地の中にしてもらいたい。」と言っています。古くからの住人はだいたい田中さんと同じ意見のようです。

しかし、山村さんなど新しく引っ越してきた人たちは、「ゴミの量が増えるといっても、たいした量ではなく、ゴミ収集場所を変えるほどのことはない。」と言っています。山本不動産も、「まだ売れていない建売住宅が売れ残ると困るので、ゴミ収集場所が建売住宅地の中に移されるのは困る」と言っています。

商店街の太田さんも、「うちの前にゴミ収集場所ができたのでは商売に影響が出るので困る。」と言っています。

町内会長の佐藤さんと町内会の役員さんたちは、この問題を解決するために、町内のゴミ収集場所に関する町内会規約を作らなければならなくなりました。

現在、ゴミの収集は、この町内では、毎週火・金曜日の2回燃えるゴミの収集が行われています。燃えないゴミの収集は、毎週木曜日の1回だけです。また、ゴミ収集車の通行上、ゴミ収集場所に指定できる場所は、川上さんの家の前、山村さんの家の前、太田さんの家の前の3か所だけです。





## 町内会規約を作ってみよう!

### 3 各自の主張

ごみの量が増えるのだし、これまで我慢してきたのだから、別の場所にごみ収集場所を変えるべきである。ごみ出しのルールを守らない人もいる。



A

川上さん(ごみ収集場所周辺に住む住人)の立場

住人が増えてごみの量が増えるのは、新しい住人が来るからである。新しい住人の住んでいる周辺にごみ収集場所を作るべきである。ごみ出しのルールを守らない人もいる。



B

田中さん(古くからの住人)の立場

ごみの量自体そんなに増えるわけではないのだから、ごみ収集場所の場所を変えるまでもない。ごみ出しのルールをみんなでも守れば問題はない。



C

山村さん(新しく引っ越してきた住人)の立場

新しい建売住宅地の中に、ごみ収集場所を作ってほしくない。ごみ出しのルールを徹底させるようにする。



D

山本不動産の立場

古くからの住人も、今度来た新しい住人にも、皆さんにとってよいような町内会規約を作してほしい。



E

佐藤さん(町内会長)の立場

ごみ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前でよい。ごみ出しルールの徹底を図ることとする。



F

太田さん(商店街の店主の一人)の立場

## 町内会規約を作ってみよう!

自分の班の立場は

自分で考えた発言内容

① ゴミ収集場所はどこに

② ゴミ出しのルール

1

2

3

4

③ ①と②の理由

## 想定される各立場の回答事例

### A 川上さん(ごみ収集場所周辺に住む住人)の立場

ごみの量が増えるのだし、これまで我慢してきたのだから、別の場所にごみ収集場所を変えるべきである。ごみ出しのルールを守らない人もいる。

主張



規約

ごみ収集場所は、新しくできた建売住宅地の一角に作るべきであり、町内会員は期日とルールを守ってごみを出すようにすべきである。

理由

町内におけるごみ収集場所の不利益は公平に負担するべきである。町内の一人、もしくは一地域のみが負担するのは不公平である。これまで長い間、私の家の前をごみ収集場所として提供してきたのだから、今度は新しくできた建売住宅地の一角に作るべきであり、これで公平になる。

### B 田中さん(古くからの住人)の立場

住人が増えてごみの量が増えるのは新しい住人が来るからである。新しい住人の住んでいる周辺にごみ収集場所を作るべきである。ごみ出しのルールを守らない人もいる。

主張



規約

ごみ収集場所は、新しくできた建売住宅地の一角に作るべきであり、町内会員は期日とルールを守ってごみを出すようにすべきである。

理由

町内におけるごみ収集場所の不利益は公平に負担するべきである。町内の一人、もしくは一地域のみが負担するのは不公平である。これまで長い間、川上さんの家の前をごみ収集場所としてきたのだから、これからは新しくできた建売住宅地の一角に作るべきであり、これで公平になる。

### C 山村さん(新しく引っ越してきた住人)の立場

ごみの量自体そんなに増えるわけではないのだから、ごみ収集場所を変えるまでもない。ごみ出しのルールをみんなで守れば問題はない。

主張



規約

ごみ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前とするべきであり、町内会員は期日とルールを守ってごみを出すようにすべきである。ごみ出しのルールの確認をもう一度行う。その上で、もし、ルールを守らない町内会員には、一週間、ごみ収集場所付近の清掃を担当してもらうこととする。

理由

今回、私の不注意で違う日にごみを出してしまい迷惑をかけたが、これまで川上さんの家の前のごみ収集場所で問題がなかったのだから、これからもごみ収集場所は川上さんの家の前にしてもらいたい。ごみ出しの期日とルールを守れば問題はない。

## 想定される各立場の回答事例

### D 山本不動産の立場

新しい建売住宅の中に、ゴミ収集場所を作ってほしくない。ゴミ出しのルールを徹底させるようにする。

主張



規約

ゴミ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前とするべきであり、町内会員は期日とルールを守ってゴミを出すようにすべきである。そのため、ゴミ出しルールの確認を回覧板で行うこととする。もし、それでもルールを守らない町内会員には、一週間、ゴミ収集場所の清掃を担当してもらうこととする。

理由

まだ売れていない建売住宅が売れ残ると困るので、ゴミ収集場所が、建売住宅地の中に移されるのは困る。これまで川上さんの家のごみ収集場所で問題がなかったのだから、これからもゴミ収集場所は川上さんの家の前にしてもらいたい。ゴミ出しの期日とルールを守れば問題はない。

### E 佐藤さん(町内会長)の立場

古くからの住人も、今度来た新しい住人にも、皆さんにとってよいような町内会規約を作ってほしい。

主張



規約

[司会なので特にない]

理由

これまで町内会では、ゴミ収集のルールを守ってきた。これまでどおり川上さんの家の前でもよい、新しくできた建売住宅地の一角でもよい。いずれにしてもゴミ出しのルールを守らないと、今回のようなことが再び起こるので町内会規約を作るに当たって、今後、このようなことが再び起こらないように、よく検討していただきたい。

### F 太田さん(商店街の店主の一人)の立場

ゴミ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前でよい。ゴミ出しルールの徹底を図ることとする。

主張



規約

ゴミ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前とするべきであり、町内会員は期日とルールを守ってゴミを出すようにすべきである。そのため、ゴミ出しルールの確認を回覧板で回し、町内の掲示板にも掲示することとする。もし、それでもルールを守らない町内会員には、一週間、ゴミ収集場所の清掃を担当してもらうこととする。

理由

商売をしているため、町がゴミで汚れているというのは困る。毎朝、店を開ける前に掃除をしているが、ゴミが氾濫する状況は何とかしなければならぬ。川上さんのところで、これまで、あまり問題がなかったのだからこれからも川上さんの家の前がよい。ただし、今回のようなことがまた起こらないとも限らないので違反者の出ないような対策は必要と考える。

## 町内会規約を作ってみよう!

### 1 グループで決定した町内会規約とその理由

①ごみ収集場所は

とします。

②その理由は

.....

.....

.....

です。

### 2 1の町内会規約を各自で評価してみよう。

A:はい B:どちらでもない C:いいえ

ルール評価の項目	評価結果	BかCに○を付けた理由
①ルールづくりにみんなが参加し、ルールを作る過程に問題はありませんか?	A B C	
②立場が変わってもその決定は受け入れられますか?	A B C	
③そのルールはいろいろな解釈ができませんか?	A B C	
④ごみ収集場所の問題を解決するという目的を実現するために適切な手段ですか?	A B C	

### 3 授業を通して、ルールについて、どのようなことを考えましたか。

.....

.....

.....

## 議論の論点例

1

ゴミ収集場所の近隣住民の被害は、ゴミ収集場所を変更しなければならぬほどのものかどうか。



2

ゴミ収集場所を変更する場合、場所選定にあたり、公平性を期すためには、どのような配慮が必要なのか。



3

ゴミ収集に関わるルール(ゴミ出しの期日、場所、時間、種別など)を守らない場合、罰則を科す必要があるのかどうか。



4

ゴミ収集場所への通行人の投棄、ゴミに対するカラスや猫への対策などが必要かどうか。



## 「ルールをみんなで作ってみよう」事後質問

これまで、「ルールをみんなで作ってみよう」について学習し、この学習の中で様々なことを学んできました。その上で、もう一度皆さんの考えを聞かせてください。

1 周囲の人たちと考えや意見がくい違ったら、あなたはどのような行動をとりますか。あなたがとるであろう行動に最も近いものを選んでください。

- **ア** —— 自分の考えに基づいて行動する。
- **イ** —— 相手の考えに合わせて行動する。
- **ウ** —— お互い納得するまで話し合ってから行動する。
- **エ** —— その他 ( )

2 様々な人たちがいる社会には、必ずルールがあります。あなたは、ルールは何のためにあると考えますか。自分の考えに近いものを2つ選んでください。

- **ア** —— いろいろな人たちの異なる考えや意見をまとめるため。
- **イ** —— いろいろな人たちが対等に生活できるようにするため。
- **ウ** —— 弱い立場の人たちを守るため。
- **エ** —— 犯罪を防いだり、社会の秩序を守るため。
- **オ** —— その他 ( )

3 あなたが考える望ましいルールの決め方を書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# ②マンションの ルールを作ろう

第2プラン 1時間

第1時

## ルールの機能と望ましいルールの要件は何か



	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	身の回りのルールの存在 ルールの正当性を示す根拠(社会統制機能・紛争解決機能)	身の回りにはルールがあることを確認する。 ◆ ワークシート1-1に書く。以下の発問について、◆ ワークシート1-2に書く。  <b>ルールは何のためにあるのか。</b>  ①秩序を守らないと安全に暮らしていけないから(秩序維持機能) ②紛争を解決しなければ社会が安定しないから(紛争解決機能) といったルールの機能について説明する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 答えられない場合は教師の方で例示する。</li> <li>• 授業時間の関係上左記内容は事前にカード等を書いておくとよい。社会統制機能といった言葉を挙げて説明する必要はない。</li> </ul>
展開		この二つの機能の実現を目指してルールは作られることを確認し、以下のような目的で作成されたルールの適否について検討する。  ①授業中は静かにする, ②部活はみんなで頑張りましょう, ③みんなで掃除をきちんとやろう。  <b>前述の目的に沿って作った以下に示すルールを受け入れることはできるか, できないか。(そう選んだ)理由は何か。</b>  教員は, (A) ~ (C)を板書する(もしくは事前にカードに書いておく)。生徒は, ◆ ワークシート1-3を書く。	

	学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開	<p>ルールが適正となる要件(手段の相当性・明確性・平等性・手続の公平性)</p>	<p>(A) 授業中いつもうるさく勉強ができないので、「授業開始のベルが鳴ったら50分の授業のうち40分間目を閉じる」というルールを教師が作った。</p> <p>(B) キャプテンは部員の意見をまったく聞かず、「部内の雰囲気乱した部員は、キャプテンからどんな制裁でも受けなければならない」というルールを作った。</p> <p>(C) 男子が掃除を、いつもさぼっていて、男子と女子がけんかをしているので、「掃除は男子生徒のみとする」というルールを作った。</p> <p>「受け入れられない」との答えの理由として、</p> <p>(A) 授業中、静かにするために40分間目を閉じるということは、結果として授業時間を大幅に減らすことにつながり、授業時間の確保が十分できないといった点で適切なルールとは言えない(手段の相当性の欠如)。</p> <p>(B) 雰囲気を乱すとはどういうことかはっきりしない(明確性の欠如)。キャプテンが部員の意見をまったく聞かないのは公平でない(手続の公平性の欠如)。</p> <p>(C) 女子だけが掃除をしないのは公平ではない(平等性の欠如)。</p> <p>(C) について、「受け入れられる」との答えが出される場合は、以下の発問を行う。</p> <p><b>立場を入れ替えてもルールを受け入れることはできるか。</b></p> <p>(C) 男子⇔女子 の立場の入れ替えを行う。</p> <p><b>「受け入れられる」ルールにするには、どうすればよいだろうか。</b></p> <p>(A) 授業開始のベルと同時に1分程度目を閉じて、静かになってから授業を開始するなど。</p> <p>(B) みんなの意見を聞いて決める、規定の意味をはっきりさせる、キャプテンの独裁にしないなど。</p> <p>(C) 女子も平等に掃除をするなど。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左記の視点は以下のよ うな意味である。</li> <li>• 手段の相当性=目的に 対して手段が適切か。</li> <li>• 明確性=いく通りにも 解釈されることはない か。</li> <li>• 平等性=立場を替えて も受け入れられるか。</li> <li>• 手続の公平性=みんな が参加しているか。</li> <li>• 平等性が問いやすい (C) について、ここで 取り上げる。</li> </ul>

### 第3 単元の指導計画

学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">まとめ</p> <p>ルールの正当性を示す根拠・ルールが適正となる要件</p>	<p>以下を ◆ ワークシート1-4に書く。</p> <p style="background-color: #ffe6e6; padding: 5px;"><b>どのようなルールであれば受け入れることができるだろうか。</b></p> <p>社会の秩序を維持したり,紛争を解決するルールは,その機能を果たす限りにおいて正当なルールとして我々は受け入れることができる。</p> <p>また,ルールが正しい目的のために作られていることのほか,</p> <p>(a)目的に対して,適切なものになっている。</p> <p>(b)いく通りにも解釈されないものになっている。</p> <p>(c)立場を替えても受け入れられるものになっている。</p> <p>(d)ルールを作る過程にみんなが参加している。</p> <p>限りにおいて,我々は正当なルールとして受け入れることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既出のカードを使って整理してもよい。</li> <li>左記内容が生徒から答えとして出てこなければ教師の方で説明を加える。</li> </ul>

みんなが納得するルールを考えるのは難しいね



受け入れられるルールを考えてみてね



第2時

# マンションの紛争を解決するルールを作ろう



	学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入		前時の授業内容の内、「どのようなルールであれば、受け入れることができるのか」について確認する。	
展開	日常生活における紛争	<p>本時から2時間かけて、「マンションのルールづくり」の授業を行うことを提示する。</p> <p><b>あるマンションで、ペットの飼育についての問題が生じている。まず、問題の状況を確認しよう。</b></p> <p>以下の問題状況を範読する。</p> <p><b>いちょうさん</b>は、ペットのチワワと一緒に暮らしている。マンションでは、規則でペット禁止のルールを決めているところもありますが、いちょうさんの住んでいるマンションでは、ペット飼育が禁止されていない。同じように猫や犬を飼っている世帯が何軒かある。しかし、<b>マンションに住む人たち</b>の中には、犬のほえる声がうるさいし、フンの悪臭もひどい。ペットの飼育は迷惑なので、何とかしてほしいと要望が出されている。</p> <p><b>さて、どのように問題を解決すればいいのか。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続した2時間で行うのが望ましい。</li> </ul>

### 第3 単元の指導計画

学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点																
展開	<p>クラスを6班に分ける。以下の「マンションの図」を示す。</p> <p style="text-align: center;">マンションの入居者一覧</p> <table border="1" data-bbox="496 481 1023 972"> <tbody> <tr> <td>4F</td> <td>住人</td> <td>チワワを飼っている「いちょう」さん〈A〉</td> <td>〈E〉さん</td> </tr> <tr> <td>3F</td> <td>住人</td> <td>〈B〉さん</td> <td>猫を飼っているがフンの処理をしない</td> </tr> <tr> <td>2F</td> <td>朝ほえる犬を飼っている「かえで」さん〈C〉</td> <td>子どものいる「もみじ」さん〈D〉</td> <td>住人</td> </tr> <tr> <td>1F</td> <td>住人</td> <td>住人</td> <td>管理人(中立)〈F〉</td> </tr> </tbody> </table>	4F	住人	チワワを飼っている「いちょう」さん〈A〉	〈E〉さん	3F	住人	〈B〉さん	猫を飼っているがフンの処理をしない	2F	朝ほえる犬を飼っている「かえで」さん〈C〉	子どものいる「もみじ」さん〈D〉	住人	1F	住人	住人	管理人(中立)〈F〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に「マンションの図」をクラス全員に見えるように模造紙等で作成しておくといよい。</li> </ul> <p> 資料1</p>
	4F	住人	チワワを飼っている「いちょう」さん〈A〉	〈E〉さん														
3F	住人	〈B〉さん	猫を飼っているがフンの処理をしない															
2F	朝ほえる犬を飼っている「かえで」さん〈C〉	子どものいる「もみじ」さん〈D〉	住人															
1F	住人	住人	管理人(中立)〈F〉															
<p><b>ペットの飼育について、それぞれの立場を確認しよう。</b></p> <p>A～Fの立場に班分けを行い、自分たちの状況(事実)、事実に基づく主張(自分の希望する状況)、主張の理由(それを希望する理由)について、各班ごとに話し合い、 ワークシート2-1に記入する。生徒から予想される回答は以下のとおり。</p> <p>A 事実：チワワと一緒に楽しく遊んでいる。 主張：ペットの飼育を認めてほしい。 理由：チワワを生きがいにしている、生活に欠かせない。</p> <p>B 事実：猫のフンがくさい。 主張：猫の飼育を禁止してほしい。 理由：フンの臭いがしない環境にしてほしい。</p> <p>C 事実：犬のフンの処理はしっかりしているが、朝、犬がほえる。 主張：犬の飼育を禁止しないでほしい。 理由：迷惑をかけているのは分かるが、仮に飼育を禁止しても、今飼っている犬を捨てるわけにはいかない。しつこくきちんとするように頑張る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>机間指導を行い、適宜アドバイスをするとともに、時間をしっかりととり、想定される事実を整理して記入させる。</li> </ul>																	

	学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開		<p>D 事実：Cの家の犬はうるさい。 主張：犬の飼育を禁止してほしい。 理由：朝、犬がほえるとうるさい。子どもが怖がっている。</p> <p>E 事実：チワワの鳴き声がうるさい。 主張：ペットの飼育を禁止してほしい。 理由：安眠妨害である。</p> <p>なお、Fは中立的な立場で答えを考え、第3時は司会の役割を担う。 各班がワークシートの内容(事実・主張・理由)を発表する。生徒は、各班が発表した内容を ◆ ワークシート2-2 にメモする。ワークシートにメモした内容を踏まえて、各班に対して質問をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左記A～Eに示すような意見が出ない場合は教師の方で意見を例示する。</li> </ul>
まとめ	<p>紛争解決のためのルールづくり</p>	<p><b>それぞれの班で、解決策を作成してみよう。</b></p> <p>それぞれの立場に立った解決策(ルール)について各班で議論する。 ◆ ワークシート2-3 に記入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 罰則を設けることのみに着目させない。解決策(ルール)はいく通りもあることを意識付けるようにする。</li> </ul>



第3時

# ルールについて評価し討論しよう



学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">導入・展開</p> <p>解決策を考えるための視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①手段の相当性</li> <li>②明確性</li> <li>③平等性</li> <li>④手続の公平性</li> </ul>	<p>第2時に作成した解決策(ルール)について評価を行う。</p> <p><b>今日は、A～Eの班が作成した解決策について、まず自分で評価してみよう。</b></p> <p>その後、A～Eの立場をばらしたグループを編成し、<b>考える視点シート</b>に沿って解決策(ルール)を検討させる。その間にFの生徒は司会の役割を担うので、教師は、Fの生徒に対して、<b>司会進行シート</b>に沿って、グループ内の討論の進め方について指示する。</p> <p><b>それでは、グループで、それぞれの立場が作成した解決策について確認し、どのような解決策が望ましいか議論してみよう。</b></p> <p>それぞれの立場の解決策を <b>ワークシート3-1</b>に記入する。Fの生徒は、<b>司会進行シート</b>に沿って司会・討論を進める。それぞれの立場の解決策(ルール)及びその理由を発表し合い、また、その主張に対して質問を受ける。</p> <p>その後、グループとしての解決策をまとめて <b>ワークシート3-2</b>に記入する。</p> <p>なお、解決策(ルール)を議論する際の論点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ペットの鳴き声は、住民の受忍限度(犬のほえる声の大きさ、時間帯を考慮)を超えるものなのかどうか。</li> <li>②ペットのフンの悪臭は、住民の受忍限度を超えるものなのかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Fへの指示終了後、机間指導を行い、適宜アドバイスする。</li> <li>• Fの進行に対して適宜アドバイスを行う。「考える視点シート」の項目については、第1時の展開「指導上の留意点」を参照。</li> <li>• 左記論点が生徒から出されない場合は、教師が例示する。</li> </ul>

	学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開		<p>③ペット禁止をルール化するとして、以前から飼っていたペットをどうするのか。</p> <p>④飼育を認めるとして、ペットの種類を制限するかどうか。</p> <p>⑤飼育を認めるとして、フンの処理を飼主がしなくてよいのか。</p> <p>⑥ペットの飼育を認めるとして、ペットに関わる費用負担(消臭剤・しつけにかかる費用等)を誰が負担するのか。</p> <p>生徒からの予想される解決策(ルール)は以下のとおり。</p> <p>A ペットの飼育を認める。ただし、消臭剤等の費用はペットの飼主が負担する。また、飼主はペットのしつけを徹底する。</p> <p>B ペットの飼育を原則禁止にする。ただし、希望する人に対して申請書を出させ、その都度、自治会で審議する。以前から飼っていたペットは特別に許可する(しつけは徹底する)。</p> <p>などが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不合理な回答(例えば「ペットを飼っている住人にマンションから出て行ってもらおう」「迷惑している人たちが、マンションから出て行く」等)は教師の方から、理由を明示し避ける。</li> </ul>
まとめ	<p>ルールが適正となる要件</p>	<p><b>それでは、各グループの解決策を発表してみよう。</b></p> <p>各グループの決定した解決策を発表させる。</p> <p><b>それぞれのグループの解決策を評価してみよう。</b></p> <p>第1時の、ルールが適正となる要件について確認しながら、<b>◆ ワークシート4</b>に記入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 評価する理由をしっかりと書くよう机間指導する。「理由の適切性」も大事なポイントなので、生徒が考えるには難しいようなら教師の方で回答する。「マンションの問題を解決するという目的を實現するために適切な手段ですか」→個人の自由を、必要以上に制限していないか等について考えさせる。</li> </ul>

## 身の回りにおけるルールについて考えてみよう!

1 自分の身の回りにおけるルールを、いくつか書いてみよう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2 ルールは、何のためにあると思いますか。自分の考えを書いてみよう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 身の回りにおけるルールについて考えてみよう!

3 提示された(A)・(B)・(C)のルールを、あなたは受け入れることができますか。その理由も書いてください。受け入れられない場合、受け入れられるルールに変えるにはどのようにすればよいですか。改正案を書いてください。

		理 由	改 正 案
(A)	受け入れられる	.....	.....
	受け入れられない	.....	.....
(B)	受け入れられる	.....	.....
	受け入れられない	.....	.....
(C)	受け入れられる	.....	.....
	受け入れられない	.....	.....

4 私たちは、どのようなルールであれば、受け入れることができるのでしょうか。

.....

.....

.....

.....

# マンションの問題を解決しよう!

**いちょうさん**は、ペットのチワワと一緒に暮らしています。マンションでは、規則でペット禁止のルールを決めているところもありますが、いちょうさんの住んでいるマンションでは、ペット飼育が禁止されていません。同じように猫や犬を飼っている世帯が何軒かあります。しかし、**マンションに住む人たち**の中には、犬のほえる声がうるさいし、フンの悪臭もひどい。ペットの飼育は迷惑なので、何とかしてほしいと要望が出されています。

**さて、どのように問題を解決すればいいのでしょうか。**

## マンションの入居者一覧

階	住人	特徴	主張
4F	住人 夫婦 二人暮らし	チワワを飼っている「いちょうさん」〈A〉	主張:ペットの飼育を認めてほしい。
	住人 夫婦 二人暮らし	〈E〉さん	主張:ペットの飼育を禁止してほしい。
	住人 社会人 一人暮らし	猫を飼っているがフンの処理をしない	
3F	住人 社会人 一人暮らし	朝ほえる犬を飼っている「かえで」さん〈C〉	主張:犬の飼育を禁止しないでほしい。
	住人 社会人 一人暮らし	子どものいる「もみじ」さん〈D〉	主張:犬の飼育を禁止してほしい。
	住人 社会人 一人暮らし	猫を飼っているがフンの処理をしない	
2F	住人 老夫婦 二人暮らし	子どものいる「もみじ」さん〈D〉	主張:犬の飼育を禁止してほしい。
	住人 大学生 一人暮らし	両親と子ども三人暮らし	
	住人 老夫婦 二人暮らし	朝ほえる犬を飼っている「かえで」さん〈C〉	主張:犬の飼育を禁止しないでほしい。
1F	住人 大学生 一人暮らし	管理人(中立)〈F〉	
	住人 老夫婦 二人暮らし	管理人(中立)〈F〉	
	住人 大学生 一人暮らし	管理人(中立)〈F〉	

# マンションの問題を解決しよう!

1 資料を読み，マンションの問題状況について班で話し合い，自分の立場（班）について考えてみよう。

## (1) 自分の立場（班）

.....

.....

.....

.....



## (2) 事実（自分たちの部屋の様子）

.....

.....

.....

## (3) 事実に基づく主張（自分の希望する状況）

.....

.....

.....

## (4) そう主張する理由（それを希望する理由）

.....

.....

.....

3年( )組( )番 氏名

## マンションの問題を解決しよう!

2 各班から出てきた主張について整理してみよう。

班	事 実	主 張	理 由
自分の班			

3 自分たちの班で議論して出てきた解決策(ルール)を書いてみよう。

.....

.....

.....

.....

.....

## 考える視点シート

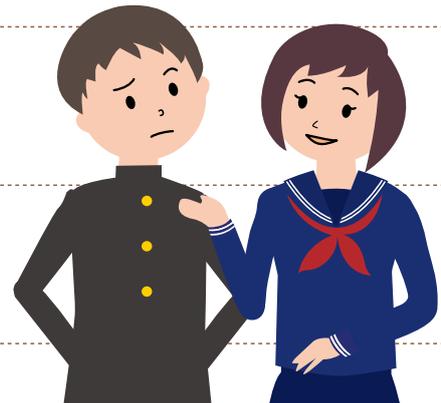
2時間目に考えた解決策(ルール)を、  
次の視点から再検討してみよう!



- ① その解決策で不利益を受けるのは誰か。
- ② その解決策では、どのような不利益を受けるのか。
- ③ その解決策で利益を受けるのは誰か。
- ④ その解決策で、どのような利益を受けるのか。
- ⑤ その解決策は、どのような目的の達成を目指しているのか。
- ⑥ その目的を達成するために、もう少し不利益の少ない方法はないのか。
- ⑦ その解決策は、ルールとして明確か。



- ⑧ 解決策(ルール)を作る過程に問題はないか。
- ⑨ 解決策(ルール)は、みんなに平等であるか。



## 司会進行シート (管理人班専用シート)

### 1 司会班の自己紹介

①司会担当の ( )  
です。



### 2 解決策の発表

(1) それぞれの立場の「望ましい」解決策を  
発表してもらいます。その際、次の2点を  
はっきりさせて発表してください。

- **A** —— 解決策を明確に発表する。
- **B** —— 解決策の根拠としての理由を  
明確に発表する。



(2) では、次の順番で発表してください  
(対立する主張のある人を順番に)。

- ① —— Aさんの立場
- ② —— Bさんの立場
- ③ —— Cさんの立場
- ④ —— Dさんの立場
- ⑤ —— Eさんの立場



## 司会進行シート (管理人班専用シート)

### 3 質疑・応答

それでは、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさんの立場から、それぞれ質問や疑問はありませんか。

特にならなければ、〇〇さんはいませんか、と、それぞれを指名する。



### 4 解決策の検討

(1) それでは、グループ全体で話し合いたいと思います。自分の考えのある人はいますか。

特にならなければ、まず、〇〇さんの主張を支持する人はどうですか。逆に、△△さんの主張を支持する人はどうですか。と各人をそれぞれ指名する。



(2) 最後に、「望ましい」解決策（ルール）を決定したいと思います。〇〇さんの解決策に賛成の人は挙手してください。△△さんの解決策に賛成の人は挙手してください。(以下、いくつかある場合には続く。) 賛成多数のため、??さんの解決策に決定します。

十分、審議を尽くし、簡単に多数決による決定に持ち込まないように配慮する。

# マンションの問題を解決しよう!

1 自分の立場と他の立場が作った解決策（ルール）を「考える視点シート」に沿って、グループで話し合い、検討してみよう。そして、その理由を書いてみよう。

班	解 決 策	理 由
自分の立場	..... ..... .....	..... ..... .....
	..... ..... .....	..... ..... .....

2 グループでまとめた解決策（ルール）を書いてみよう。

.....

.....

.....

# マンションの問題を解決しよう!

## 1 解決策（ルール）について評価してみよう。

A:はい B:どちらでもない C:いいえ

	ルール評価の項目	評価結果	BかCに○を付けた理由
1	誰が読んでも同じように読み取ることができる。	A B C	
2	解決策を決定する過程でみんなが参加している。	A B C	
3	自分の置かれている立場が代わっても、受け入れることができる。	A B C	
4	マンション問題を解決するという目的を実現するのに適切な手段である。	A B C	

## 2 1で評価した解決策（ルール）をあなたは受け入れられますか。その理由も書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

## マンションの問題を解決しよう!

- 3 1で評価した解決策（ルール）をあなたは守りますか。その理由も書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- 4 新しい入居者が入ってくるなど、このルールが適用できないような新たな問題が発生したらどうしますか。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# 私法と 消費者保護



### 1

## 法教育における「私法と消費者保護」の学習の必要性

「私法と消費者保護」の単元は、「個人と個人の間を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる」（報告書第3の1（2）イ）ことを目指すものである。

こうしたねらいを踏まえ、本教材では、中学校社会科公民的分野で扱われる市場における商品の売買と消費者保護について、私的自治の原則から捉えさせるものとした。

### 2

## 「私法と消費者保護」に関する学習指導要領や教科書の記述

### ①学習指導要領の内容

学習指導要領（社会科 [公民的分野]）は、大項目「(1) 私たちと現代社会」の中項目「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」で、「契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」と記されており、また、「解説」には、「社会生活で人々がきまりを作ったり取り決めを行ったりしている活動を改めて『契約』という概念で捉え直し、それを守ることによってそれぞれの権利や利益が保障されていること、またお互いが納得して受け入れられたものである限りその結果について責任が伴うことを気付かせる」とされている。次に、大項目「(2) 私たちと経済」の中項目「ア 市場の働きと経済」では、経済活動の意義について消費生活を中心に理解させるとともに、市場経済の基本的な考え方を学ばせるようになっている。この学習では、市場における商品の売買が取り上げられるが、本教材では生徒の身近な経済活動である商品の購入について、大項目(1)の中項目イの学習の成果を踏まえ、対等な個人が自由な意思に基づきながら行う契約という観点から改めて捉え直させ、市民社会における自由と責任を考えさせるようにしている。その上で、市場の働きにゆだねることが難しい問題として扱われる、大項目(2)の中項目「イ 国民の生活と政府の役割」の「消費者の保護」の学習と関連させるようにしている。その際、「消費者の自立の支援なども含めた消費者保護行政を取り扱う」（学習指導要領「内容の取扱い」）に留意して、本教材では、消費者基本法（旧消費者保護基本法）や消費者契約法、消費者教育推進法も含めて取り扱うようにしている。

また、学習指導要領（技術・家庭科）の家庭分野は、大項目「D 身近な消費生活と環境」で取り扱われる(1)「家庭生活と消費」で「ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解

すること」と記されており、「解説」には「消費者に関わるトラブルについてロールプレイングしたり」するとある。消費者基本法の趣旨を理解できるようにするとともに、実際の消費生活とかがかわらせて、より具体的に考えさせることが重要であるとされている。

## ②教科書の記述

社会科の教科書では、民法は、「平等権」に関連させて家族に関する法律として記述されたり、巻末に資料として記載されたりしていることが多い。私法自治の原則は、法との関連ではなく、契約という行為に関連させて教科書に記述されており、全体的には消費者保護などに関連して記述する教科書が多い。私たちと現代社会や特設ページで触れているものもある。

技術・家庭科（家庭分野）の教科書では、消費者基本法の内容について触れている記述があるが、全体的には販売方法や身の回りのマーク、消費者トラブル、クーリング・オフのやり方など具体的な記述が多い。

大項目 「(2) 私たちと経済」  
中項目 「ア 市場の働きと経済」  
「イ 国民の生活と政府の役割」

### 1 単元の構成

第1時 契約とは何だろう



### 2 単元の目標

- ①身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、いったん成立した契約が例外的に解消できる場合について理解させる。
- ②契約は、対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ、その結果、法律上の権利と義務が発生することを理解させる。
- ③消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、後に契約を解消できる仕組みを作るなど、国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解させる。



### 3 単元の位置付け

「私法と消費者保護」の単元は、中学校社会科公民的分野で実施する。消費者保護の授業は1時間程度の扱いとなる場合が多いが、経済活動を対等な当事者間での契約を中心に捉えさせた上で、対等ではない立場の間で結ばれた契約の事例を素材に消費者保護の問題を考えさせるなど、先の二つの中項目と関連させた学習を展開させることで、学習内容の充実を図った。



## 4 単元の指導計画



### 「私法と消費者保護」の概要

まず導入部で「契約とは何だろう」というテーマのもと、売買契約や雇用契約、賃貸借契約など日常生活で見られる契約の具体例をいくつか挙げてイメージを持たせる。

次の展開①で契約がどのように結ばれるのか捉えさせる。具体的には、売買契約を結ぶ際に、いつの時点で契約が成立したと言えるのか考えさせ、買い手と売り手の意思が合致したときに契約が成立したこと、契約は守られるべきものであることを確認する。

そして、展開②で「契約が解消できるとき、できないとき」というテーマのもと、ハプニングカードを使って、契約が原則通り解消できない場合（ハプニングカードA、B）と、例外的に、様々な事情により契約が解消できる場合（ハプニングカードC）があることを学習する。それぞれのA～Cの場合、契約を解消できるのかできないのか、またその結果が社会的にどのような影響を与えるのか考えさせる。

最後の展開③では、「契約が解消できる特別な場合」というテーマのもと、契約がいったん成立した後、解消できるのは例外的な場合であり、その一つとして消費者保護が位置付けられることを学習する。具体的には、正しい情報や十分に考える時間を与えられていないまま契約を結ぶ状況になったときなどに契約が解消できること、このような契約を解消できる仕組みを国が作るなど、国や地方公共団体に消費者を保護する役割があることをまとめる学習を、ハプニングカードDをもとにして行う。

まとめでは、対等な個々人の契約で成り立つ市民社会では自由と責任、権利と義務が基本原則であること、そのために私たちは自由に契約を結ぶことができることなどを押さえ、この授業で得たことなどを振り返らせて授業をまとめる。

なお、本単元の指導において、特に留意しておく必要のある事項については、単元の指導計画の後に「法律家からのメッセージ」として掲載している。

# 契約とは何だろう

🕒 1時間

## 第1時 契約とは何だろう



	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	身近な契約例を考える。	<p><b>わたしたちの身の周りで、契約という言葉聞いたことがありますか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約書を見たり、実際に書いたりしたことがあるか尋ねる。</li> </ul> <p>&lt;予想される反応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野球選手の契約</li> <li>● 映画俳優の契約 など</li> </ul> <p>&lt;契約の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンビニエンスストアでジュースを買う→店との売買契約</li> <li>● 電車に乗るために切符を買う→鉄道会社との旅客運送契約</li> <li>● 家に住むための家賃を払う→家主との間の賃貸借契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日常生活を振り返って、例に挙げる各行為が契約に該当するかどうか答えさせる。</li> <li>• 契約とは法的な効力を持つ約束であることを理解させる。</li> </ul>
展開①	契約の原則を理解する。	<p><b>契約とはどのようにして結ばれるのでしょうか。例えば、売買契約を結ぶ際、いつの時点で契約が成立したと言えるか、次から一つ選んでみましょう。また、なぜそのように思ったのか、仲間と話し合ってみましょう。</b></p> <p>ア) 買い手が品物を売り手のところに持って行き、「これください」と言った時。</p> <p>イ) 売り手が買い手に、「はい」と言った時。</p> <p>ウ) 買い手が売り手に代金を支払った時。</p> <p>エ) 売り手から買い手に商品の受け渡しが行なわれた時。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現実の買い物の場面では、売り手と買い手が左側の問いのような言葉を交わした上で、互いの意思の合致を行うことは少ないことを留意させる。</li> </ul>

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開①		<ul style="list-style-type: none"> <li>●この商品を守る, 買うという, 売り手と買い手の意思が合致した時点で, つまり口頭での合意の場合でも契約関係が生じることを説明し, 契約の基本原則を理解させる。</li> <li>●契約は法的な約束であり, 意思が合致さえすれば, 自由に結ぶことができることを理解させる。</li> </ul>	
展開②	<p>契約の原則と重要性を確認する。契約を解消できるかどうかについて, 事例を元に確認し, 理由を考える。</p>	<p><b>契約を結んだ内容がきちんと実行されない場合, どのような社会になるだろうか。</b></p> <p>&lt;予想される反応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●お金を払ったのに品物をもらえない。</li> <li>●切符を買ったのに自分が行きたい駅に行けない。</li> <li>●事前に家賃を払っているのに違う人が住んでいた。</li> </ul> <p>&lt;教師による説明&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●契約は当事者間の自由な意思が合致して成り立っており, 一度結ばれた以上, 法律上の権利と義務が発生し, それを守るべき責任がある。市民社会における経済活動は契約が守られることで成り立っていることを理解させ, 契約違反が常態化した社会が一体どのようなようになるか想像させる。</li> <li>●無責任な契約が横行してしまうと, 自由な経済活動を妨げ, 市民社会のルールと信頼を壊すこと, したがって契約は必ず守られるべきものであることを理解させる。</li> </ul> <p><b>一度結んだ契約は解消できないのだろうか。</b></p> <p>&lt;小グループによる活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●A～Cのハプニングカードを小グループごとに提示し, それぞれの事例の場合, 契約を解消できるのか, できないのか考えさせる。また, なぜそのように思ったのか理由を考え, グループごとに発表させる。</li> <li>●A～Cのカードの扱い方について, 各グループに種類の違うものを1枚ずつ渡す, あるいは3枚同時に渡す等, クラスの状況に応じてグループ活動の進め方を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約が履行されない社会について, 具体例を挙げて想像させる。</li> </ul> <p><b>資料1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各グループの発表内容を, 板書しながら整理分類し, 考える視点を与える。</li> </ul>

### 第3 単元の指導計画

学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
<p>展開②</p>	<p><b>発表を終えた後、それぞれの事例の正答を発表する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>A, B→解消できない</b> 自分の一方的な都合だけで契約は解消できない。自分が自由な選択の中でその商品を選んだのだから十分考えて約束したものは守らなくては行けない。</li> <li>● <b>C→解消できる</b> 十分に考えて約束したのに、考える基本条件が違っている場合には、その約束に拘束されるべきではない。</li> <li>● 一度合意して結んだ契約に信頼性がなければ、自由で公正な市民社会が成り立たないことを再度確認する。</li> </ul> <p><b>&lt;参考資料&gt;</b> 契約を結んだとしても効力が認められないケースとして、次の点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①契約した内容の実現が不可能である場合</li> <li>②契約に対して真意を欠いている場合 →虚偽表示, 錯誤, 詐欺, 強迫など</li> <li>③契約をした者に判断する能力がない場合</li> </ul>	
<p>展開③</p>	<p><b>契約を解消できる場合とできない場合の違いは何だろうか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不都合が生じた場合、契約は絶対的なものなのかどうか考えさせる。</li> <li>● 自己の責任が問われる場合とそうでない場合で解消できるかどうか分かれることに気付かせる。</li> <li>● 契約は自由に結ぶことができる一方で、責任がともなうことを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解消できる場合と、できない場合の共通点を挙げて確認させる。</li> </ul>

学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開 ③	<p style="color: red;">契約がいったん成立した後、解消できる特別の場合(消費者契約法が適用される場合)について考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●カードDを提示し、この場合契約を解消することができるかどうか小グループで考え、理由を発表させる。 →この事例は解消できる。</li> <li>●カードDのようなしつこい訪問販売や悪質商法の事例を提示し、意思決定が妥当になされているかどうか考えさせる。</li> <li>●十分考える時間やチャンスが無かった場合、一方的に契約を解消する手段として、クーリング・オフ制度があることを説明する。</li> <li>●契約は自分の意思で自由に行われるべきものであるが、現実には商品の情報を十分知りえない消費者が自分の意思で判断することは難しい。消費者不利の事例を挙げながら、消費者と事業者を実質的に対等な立場に置くための契約ルールである消費者契約法や、国や地方公共団体が消費者を守る施策として消費者基本法があることを説明する。</li> <li>●一方、安易な合意は不利益をこうむる場合があることに気付かせ、責任をもって契約を結ぶことの重要性を再度認識させる。</li> </ul> <p style="color: blue;">＜参考資料＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>消費者契約法</b>:消費者と事業者との間で情報や交渉力に差があることから、事業者による一定の行為によって、消費者が誤認したり、とまどったりした状態で契約を結んだりした場合に、その契約や意思表示を取り消すことができる。</li> <li>●<b>消費者基本法</b>:消費者の権利の尊重や消費者の自立した行動の支援などの基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体が消費者の利益の擁護・増進に関する総合的な施策を進める責務を有すると定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カードDの場合は、Cとは異なり、買おうと思ったものと、実際に引き渡されたものは異ならないことを確認する。</li> </ul>

### 第3 単元の指導計画

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
まとめ	契約や市民社会の原則についてまとめる。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本時の学習内容をふまえ、契約の基本原則と、それによって成り立つ市民社会の原則について確認する。</li><li>● 今まで出てきた疑問点や意見について考える。</li></ul>	本時の学習内容から、分かったこと、気付いたことを書かせる。

責任をもって  
契約を結ぶ  
ことが大切  
なんだね!!



クーリング・オフ  
っていう制度が  
あるんだね



## 法律家からのメッセージ

### 1 本教材のねらい (生徒に身に付けさせたい法教育的視点)

本教材は、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学ぶことをねらいとしています。

これまでの学校教育では、消費者保護に関する学習が取上げられてきましたが、消費者保護は、「契約自由の原則」を修正した分野です。そこで、私法の基本原理である「契約自由の原則」を扱うことによって法的思考を学ぶとともに、消費者保護についてより深い理解を促進しようとするのが本教材のねらいです。



### 2 指導上の留意点

本教材で授業を実施するにあたり、次の3つの視点を持ち合わせていただくと、より深い展開が可能になるものと思われます。

#### (1) 契約は人生を豊かにする道具であること



例えば、子ども達が、将来、自分の夢を実現したいと考えたとき、(その夢の内容にもよりますが) 一人より複数のメンバーで取り組んだ方が、夢が実現しやすく、またより広い範囲で行動をとることができるともいえます。そこで、その場合には、同じ夢を持った仲間同士で約束をして組織を立ち上げたり、組織が活動する上で資金が必要であれば銀行などから融資を受けます。夢の実現に向けて世の中の人や組織を説得して合意したり、場合によっては他の組織と統合することもあります。

こうやって私たちは、他者と約束を交わしながら、自分の夢を大きく膨らませて実現していくことができるのです。そしてこのことは、私たちが社会を作っていくことにつながっていきます。

誰と、どのような内容の契約を結ぶのかは、誰からも干渉されることなく、その人の自由です(これを「契約自由の原則」と言います)。もともと『はじめての法教育』に収録されていた教材では、生徒に契約書を作らせる作業を通じて、この「契約自由の原則」を体験的に学ぶことができるよう工夫がなされていましたが、本教材では、学校現場の実情に合わせて1時間で実践するように短縮したため、その部分が割愛されています。「契約自由の原則」について生徒が実感をもって理解できる機会が減りましたので、指導する教師の側で、このような契約の積極的な意味を念頭において授業を展開していただければと思います。

## 法律家からのメッセージ

### (2) 契約の締結は慎重になすべきこと

このように、契約は私たちの人生を豊かにするものですが、契約を締結すると守らなければなりません（これを「契約の拘束力」といいます）。例えば、友人から保証人になることを頼まれ、気安く契約書に署名捺印をしてしまい、多額の負債を抱えてしまうケースが見受けられます。また、儲け話に安易に乗り、財産を散逸してしまうケースも見受けられます。

本教材では、『はじめての法教育』に収録されていた契約書を作成する作業を省略しているため、契約を締結する意味について実感を持って感じる事がどうしても乏しくなりがちです。授業を進めるにあたっては、契約を締結する際には、契約の効果として発生する責任にまで思いを致し、慎重になる必要があることも伝えていただければと思います。



### (3) 法は公正を図ろうとしていること



以上の述べてきたとおり、契約の問題を扱う上では、「契約自由の原則」を前提とすることにより、契約の本質を正しく理解することができます。この「契約自由の原則」は、「想定される生徒からの質問について」の5でも触れられている通り、契約当事者（＝契約を結ぶ本人同士）が対等であることを前提としているところ、事業者と消費者との間には情報の質や量並びに交渉力に格差が認められ、実質的に見ると対等とは言えません。そこで、一定の契約類型については法定の書面を要求して書面交付から一定期間は自由に契約の解消を認めたり（クーリング・オフ制度）、消費者が誤認や困惑をして契約を締結した一定の場合に契約を解消できるようにするなどして、「契約自由の原則」

を修正して消費者を保護する法律が設けられています。

このような法律は、消費者の利益を擁護して消費者を事業者と実質的に対等の立場に置こうとするものであり、そこには法の基本価値である「公正」がその背後に横たわっています。展開③では、単に法律の知識を理解するのではなく、その背後にある「公正」という法の価値についてまで触れていただければ、法教育としてはより深い理解に繋がります。

## ハプニングカード

### カード A

私はAさんから、「その物」を買った後新品の同じものが、近くの店で安く売られていることを発見した。

そこで、私は、Aさんとの契約を解消して、Aさんに支払ったお金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらうことができるでしょうか。

### カード B

私がAさんから、「ある物」を買った後、家に帰ると、お母さんが、「Aさんから買ったある物と同じ物」を買ってくれていた。

私としては、同じ物は必要ないのでAさんとの契約を解消して、Aさんに、「ある物」を返して、支払ったお金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらうことができるでしょうか。

### カード C

私はAさんから、「××は有名なブランド○○製である。」とウソの説明をされて、これを信用して買った。

後日、それはニセモノであることが判明した。

私は、ニセモノならいらないので、契約を解消して、代金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらうことができるでしょうか。

## ハプニングカード

### カードD

アンケートの電話に答えたら、「景品が当たった」と営業所に呼び出された。

私は景品のポーチをもらった後、同じ営業所内で開催されているブランド財布の展示会に連れて行かれ、「本来は10万円以上するが、今日なら特別に6万円がいい」と言われた。でも、私には、そんな高い財布を買う意思は、まったくなかった。

しかし、似合うなどほめられつつ熱心に勧められ、断りきれないまま、三人に囲まれて説明され続けた。私は、「終電も近いので帰りたい」と言うと、「こんなに熱心に勧めたのだから誠意をみせて」と言われ、部屋から出してもらえず、困って、契約してしまった。

まったく不要で高価なものを買ったと後悔するばかりだ。

私は、契約を解消できるでしょうか。



Q1

「意思の合致」って、具体的に何と何が合致すればいいのですか？

A1

契約が成立するためには、契約の重要部分（これを「契約の要素」といいます）について意思が合致する必要があります。契約の要素とは、契約の内容を画する最低限の事由のことです。

たとえば、売買契約であれば、契約の目的物（売る物）と代金が契約の要素です。その他、導入例にあるそれぞれの契約の要素は次のとおりです。

賃貸借契約：契約の目的物（貸す物）と賃料

旅客運送契約：役務の内容（運送の内容）と運賃

労働契約：提供する労務の内容と賃金

すなわち、契約が成立するための「意思の合致」とは、「何を・いくらで」について合致することとなります。

なお、指導計画・展開①の「指導上の留意点」には、「現実の買い物場面では、売り手と買い手が左側の問いのような言葉を交わした上で、互いの意思の合致を行うことは少ないことを留意させる。」と指摘されています。たしかに、「これください」「はい」といった言葉のやり取りがない場合もよく見受けられます。この場合について、生徒から、契約の成立について質問が出たら、「どこで意思の合致があったか」を具体的に考えさせると理解が深まります。客がレジに商品を置いた段階で「これください」の意思表示があり、店員が商品のバーコードを入力した時点で「はい」の意思表示があったと評価することが可能と思われます。

Q2

スーパーなどでは、レシートを持って買った商品を返品すれば、代金を返してくれます。「契約は守らなければならない」というけど、そんなことはないのでは？



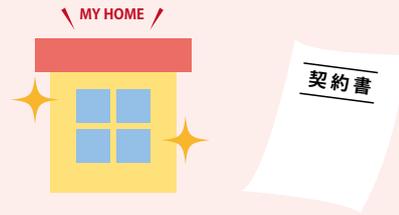
A2

お店は、客のニーズに柔軟な対応をすることで、店の評判を高め、結果的に売り上げを伸ばすことができます。スーパーなどが返品に応じるのはそのような営業戦略に基づくものであり、返品に応じなければならない法的義務はありません。つまり、スーパーが返品に応じるか否かは、スーパーの自由な判断（いわばサービス）であり、客側には返品を要求する権利はありません。

なお、スーパーが返品に応じることは、法的には「合意解約」といいます。

Q3

口約束だけで契約は成立すると言うけど、高価な買い物は口約束じゃなくて契約書が必要なのではないですか？



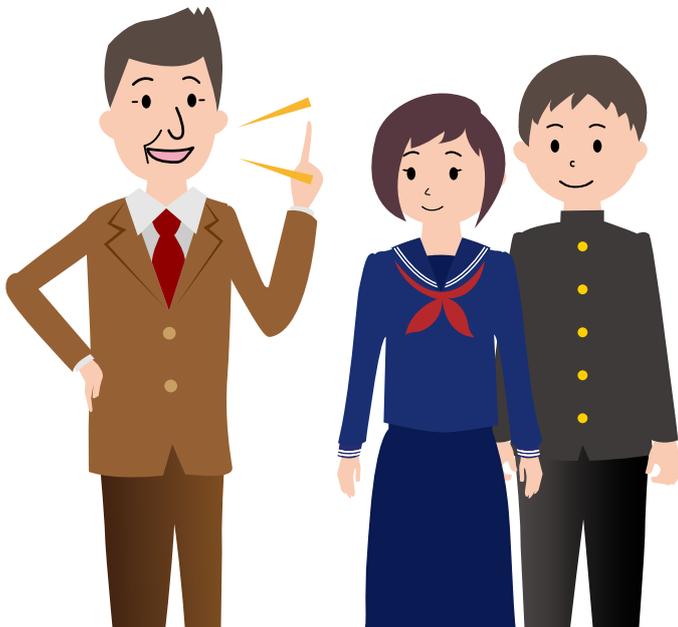
A3

金額の多寡に関わらず、契約は口約束だけで成立します。

一方、契約書は契約の成立を証明するための証拠です。当事者の間に契約の成立に争いがなければ証拠は必要ありませんが、争いが生じた場合（つまり、一方が「契約は成立した」と主張し、他方が「成立していない」と主張している場合など）には、契約の成立を証明する道具として契約書が役立ちます。

質問にあるように、たしかに家を購入するときなど、高額な売買には契約書を作成することがよくあります。したがって、そのような契約であるにもかかわらず契約書がない場合には、「契約は成立していなかったのではないか」と推認される方向に傾きやすくなります。つまり、一般には契約書を作成するような高額な契約で契約書を作成していない場合、「意思の合致はなかった」と判断されやすくなるのです。これは証明の問題であって、理論上、高価な買い物であっても口約束だけで契約が成立することには変わりません。

なお、これとは逆に、仮に契約書に自分の名前と印鑑があったとしても、他人が勝手に名前を書いて押印したのであれば、契約は成立していないこととなります。



Q4

ハプニングカードCについて質問です。たとえばハンドバッグを例に説明すると、本物か偽物かは別にして、「このハンドバッグを」 「〇〇円で」という内容で意思が合致しているのだから契約が成立し、解消できないのではないのですか？



A4

そのとおり、ハプニングカードCでは、契約の目的物と代金（何を・いくらで）について意思が合致しているのですから、契約は成立しています。ここでは質問に答えるため、契約を守らなければならない理由にまで遡って考えてみましょう。

サッカーワールドカップのチケットについて売買契約を締結した場合を例に考えます。買主は、売主からチケットを渡してもらえなければ、楽しみにしていたサッカーを見ることができません。また、開催地までの往復の航空券も無駄になります。つまり、契約を守らないと相手に迷惑をかけることになる、これが契約を守らなければならない一つ目の理由です。

また、自分の自由な意思で約束をしたのですから、その結果に対して責任を負うべきであり、契約を守ることを強制しても酷ではない、これが二つ目の理由です。

そうであるならば、ハプニングカードCのように、ニセモノのバッグをブランド品とウソの説明をしている場合には、契約の解消を認めても、Aさんに迷惑をかけることにはなりません。また、私は騙されて約束をしたのですから、契約を守ることを強制されることはかえって酷です。

そこで、この場合には、契約は成立したものの解消できるのです。

ちなみに、民法96条は、このような場合に詐欺を理由に取り消しができると規定しています。また、「ブランド品だから買うんだ」という購入の動機が明らかになれば、そのことを相手方は認識しているのですから、民法95条で錯誤を理由に無効を主張できる可能性が高くなります。

なお、授業では、生徒に対して「契約を『解消』できるか」という問い方をしています。この「解消」という言葉は、法律用語の「取消し」、「無効」、「解除」を包含する意味で用いています。

- ・取消し：成立した契約にもともと瑕疵があることを理由に、一方の意思表示によって効力を消滅させる場合
- ・無効：契約が成立したものの有効とはいえない場合
- ・解除：契約は有効に成立したがその後の一方当事者の不履行などを理由に解消する場合

Q5

ハプニングカードDで買った財布は本物のブランド品のようだし、代金は10万円のをそれより安い6万円です。買った後に後悔しているのはハプニングカードAと同じなのではないでしょうか。いわば自分の判断ミスであるにもかかわらず、解消できるとするのはおかしいのではないですか？

A5

本事案では、「このブランド財布を」「6万円で」という内容で売主・買主双方の意思が合致しているため契約は成立しています。たしかに契約した後に後悔しているのは、ハプニングカードAの場合と同じです。

しかし、このケースでは、「似合うなどほめられつつ熱心に勧められ」、「断りきれないまま三人に囲まれて説明され続け」、終電近くなっても「部屋から出してもらえず、困って契約」したのであり、自由な意思があったとはいえないケースです。また、アンケートの景品が当たったとして営業所に呼び出されて、その流れで展示会に案内されているのですから、十分に判断する状況下にはないまま、お店側の駆け引きに上手く乗せられてしまったともいえます。

そもそも一般人（消費者）と商売をしているお店（事業者）とでは、商品に対する情報の質や量は余りに異なりますし、交渉の力量にも大きな格差があります。そうであるなら、形式的には意思が合致していたとしても、その実態をつぶさに見れば、一般人が、お店側と対等に交渉して、真に自由な意思で契約を締結したとはいえない場合も多いのです。そこで法は、消費者の利益を擁護するための法律を用意し、消費者が企業と対等に交渉できるようにしたり、一定の場合には契約を解消できることを定めています。ハプニングカードDの事案に関連するものとしては、消費者契約法と特定商取引法が挙げられます。

消費者契約法には、事業者の不当な勧誘によって締結した契約を消費者が解消しやすくする規定が設けられています。本事案に関連するものとして、事業者が消費者をその場から退去させないことにより消費者が困惑し、それによって契約を締結した場合には解消できるとしています（消費者契約法4条3項2号）。

また、特定商取引法は、取引を公正にすることにより、商品の購入者などの利益を保護することを目的としています。本事案は、いわゆるアポイントメントセールスと呼ばれるものです。特定商取引法2条1項2号は、電話や郵便などで呼び掛けて、契約の締結を勧誘するためのものであることを告げずに営業所その他特定の場所への来訪を要請して商品を販売することは、訪問販売の一つとしており、訪問販売の場合、申込書面・契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフで契約を解消できるとしています（同法9条）。

なお、指導計画・展開③の「学習活動」には、以上の法律のほか「消費者基本法」について言及されています。指導計画に記載されている通り、消費者基本法は、消費者の権利に関する基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにしたのですが、具体的な契約の効力について規定するものではありません。

# 憲法の意義



### 1

## 法教育における「憲法の意義」の学習の必要性

「憲法の意義」の単元は、「一人ひとりの人間が、かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させるとともに、それに必要な資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳、国民主権あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる」（報告書第3の1（2）ウ）ことを目指すものとして位置付けることができる。この「個人の尊厳や法の支配」などの憲法及び法の基本原理について、司法制度改革審議会意見書Ⅰ第2の1では、「法の下ではいかなる者も平等・対等であるという法の支配の理念は、（中略）司法の在り方において最も顕著に現れていると言える。それは、ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない。そのことは、我々国民一人ひとりにとって、かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題であるという、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つらなるものである」と述べられている。

「憲法の意義」の単元においては、法教育が目指す「自由で公正な社会」の理念・原理となっている個人の尊厳と法の支配、そして学習指導要領に示されている民主主義や人権の尊重について取り上げ、その内容について適切に理解させることが求められている。

### 2

## 「憲法の意義」に関する学習指導要領や教科書の記述

### ①学習指導要領の内容

「憲法の意義」について、学習指導要領（社会科〔公民的分野〕）では、大項目「（3）私たちと政治」の中項目「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」で取り上げられる。この大項目のねらいには「民主主義の基礎には個人の尊厳と人権の尊重という考え方があること、それが法によって保障されていること、また、自らが自らを治めるといふ民主政治の基本となる考え方は、現代の国家においては国民によって選出された代表者が治めるといふ代表民主制の仕組みに反映されていること」（解説）を理解させることが挙げられている。また、中項目においては、「法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解」させるとし、「民主的な社会における法は、国民生活の安定と福祉の向上を目指し、国民の意思のあらわれとして国民の代表によって構成されている議会によって制定されるものであり、国や地方公共団体が、国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っ

ていることを、理解させることが大切である。したがって、『法に基づく政治』が民主政治の原理となっており、その運営によって恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解させる」（解説）ことの重要性を指摘している。本教材は、このような考えを生徒に具体的に理解させるために作成されたものであり、憲法学習において、国民主権と立憲主義という基本的な考え方を理解させるとともに、憲法が、基本的人権の規定と統治機構を主な内容としていることの意義を明らかにしようとするものである。

## ②教科書の記述

憲法学習に関しては、①人権の尊重、②人権思想、③憲法の意義、④日本国憲法、⑤三大原則、⑥政治と権力の関係といった要素がある。これらの配列は、大きく二つに分けることができる。一つの配列は、人権の尊重を述べた後で人権思想を説明し、この考えや精神が憲法に結実していること、そして、日本国憲法は、人権思想の内容である人権尊重の精神と国民主権を受け継ぐ一方で、日本独自の平和主義を掲げているというものである。もう一つの配列は、「政治とは何か」から解きおこし、政治には権力が不可欠であること、国の政治の在り方は、誰が権力を握るかによって左右されることを理解させ、人権思想は、専制的な権力に対して、基本的人権の尊重と国民主権を主張し、その内容が憲法に規定されたことを解き明かしている。

本教材による授業の展開は、後者の配列に近いものとなっている。

## ③「憲法の意義」学習の内容とその理解

法教育のねらいが、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養うことであると考えれば、主権を持つ国民は、自らの生活と社会の向上を図るという目標のために、政治に参加するのであるという意識と、憲法が基本的人権を保障し、政治権力の在り方を定めたものであるという認識は重要である。したがって、本教材は、政治と権力の関係、憲法、人権思想、日本国憲法という学習の配列を採用し、できるだけ生徒の生活と関連させながら、民主主義や権力、人権の問題を取り上げ、自らが主権者であるという自覚のもとで、憲法の意義を認識させるように工夫したものである。

この場合、日本国憲法そのものの意義を述べる前に、権力と人権との関連から憲法一般の意義について、民主主義と立憲主義を中心に理解させるような学習が重要である。

本教材では、民主主義を、「みんなのことはみんなで決めること」、立憲主義を、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないことを明らかにすること」と言い換え、こうした概念を生徒の生活と関連付けながら理解させようとしている。さらに本教材では、三権をそれぞれ、「決めてよいことについて誰がどのように決めるのか〔立法権〕」「決めたことを、誰がどのように実行に移すのか〔行政権〕」「決めてよいことと決めてはならないこととの区別が守られているか、決められたことが適切に実行されているかを、誰がどのように判断するのか〔司法権〕」と位置付け、できるだけ平易な言葉で学べるようにしている。

以上の考え方にに基づき、憲法とは、主として、「みんなで決めてよいこと、いけないこと」に関わる基本的人権の尊重と、「みんなで決める仕組み」である統治機構を定めたものであることを理解させるように構成したものである。

大項目 「(3) 私たちと政治」

中項目 「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」

### 1 単元の構成



第1時 国の政治の在り方は誰が決めるべきか

第2時 みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと

第3時 憲法とは何か

第4時 日本国憲法の意義は何か

※地域、学校及び生徒の実態等に応じ、第2時から第4時までの3時間構成で単元を展開することも可能である。

### 2 単元の目標



①日本国憲法の基本的な考え方や政治の仕組みに対する関心を高め、それを意欲的に追究させる。

②民主主義と立憲主義という現代の民主政治の基本概念を、身近で具体的な例をもとに考えさせ、基本的人権の尊重と民主政治の仕組みを主な内容としている憲法の意義を理解させる。

③日本国憲法が近代に制定された憲法と同じ考え方に立っていることを、主要な条文や「章立て」から理解させる。

④資料などをもとにしながら、自分の考えを持ち、論理的に意見を述べ、討論し、合意を形成することができる能力を育成する。

### 3 単元の位置付け



本単元「憲法の意義」は、民主主義と立憲主義の考えを理解するとともに、これらをもとに憲法が成り立っていること、そして、日本国憲法も同じ考え方に立って制定されたものであることを学習する。本単元は、この後に続く「政治単元」の学習の基盤となるものであり、民主主義と立憲主義の考えが、基本的人権の尊重、国会、内閣、裁判所などの学習の基礎となっていることを意識しながら、学習を進めていく必要がある。したがって、本単元は、学習指導要領の大項目「(3) 私たちと政治」の中項目「(ア) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の最初に位置付けた。

## 4 単元の指導計画



### 「憲法の意義」の概要

#### ア 第1時 「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」

第1時の授業では、「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」というテーマのもと、国の政治の在り方を決定する主体は誰か、ということについて、事例を取りあげて考察する。

実際の授業の流れは次のようになる。

- ①身近な生活から、政治に関係しているものを取りあげる。
- ②「ある特定の人」だけが、政治の在り方を決めた場合の問題点を考える。
- ③問題が起こらないようにするためにはどうすればよいかを考える。
- ④政治の在り方を「みんなで決めること」が民主主義の基本であること、そして、国民に国の政治の在り方を決める力があることを国民主権ということ学ぶ。

#### イ 第2時 「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」

第2時の授業では、クラスが集団として決定を行う事例を取りあげ、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」とは何かを考え、国の政治においてはこの考えをどのように適用すればよいかを追究する。

- ①みんなで何かを決定しなければならないとき、どのような方法があるかを考える。
- ②多数決という決定方法を取りあげ、クラス内で、多数決で決めてよいことと、決めてはいけないことにはどのようなものがあるかを、事例をもとに考える。
- ③国の政治において、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」について考え、個人の尊厳を否定するもの、少数の特定の集団が不当に不利益を被ることなどは、多数決によって決めてはならないことを学ぶ。

#### ウ 第3時 「憲法とは何か」

第3時の授業では、資料をもとに、憲法は「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」に関することと、「みんなで決める仕組み」に関することを定めたものであることについて学習する。

- ①生徒各自が、「憲法とは何を定めたものか」について考え、記述する。
- ②グループごとに、「フランス人権宣言」を読み、「第1条」から、人は自由・権利を平等に持っていること、「第3条」から、国民に主権があること、そして、「第16条」から憲法は権利の保障と権力の分立を定めたものであることを確認する。
- ③グループごとに、「フランス人権宣言」の「第16条」の内容と関連させながら、「憲法」とは、「みんなで

## 第2 単元

決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」(基本的人権の尊重)と「みんなで決める仕組み」(政治の仕組み)とを定めたものであることを確認する。

- ④グループごとに、モンテスキューの『法の精神』の資料から、民主的な統治機構には三権分立の考えが不可欠であることを理解する。
- ⑤憲法が、国民主権に基づく民主主義の考え方と立憲主義の考え方によって成り立っていることを理解する。

### エ 第4時 「日本国憲法の意義は何か」

第4時の授業では、日本国憲法が近代に成立した憲法と同様に、民主主義と立憲主義の考え方に立ち、国民主権や基本的人権の尊重、そして、三権分立を含む民主政治の仕組みを定めていることを学習する。

- ①日本国憲法の条文の資料をもとに、日本国憲法が国民主権(前文、第1章 第1条)、基本的人権の尊重(第3章 第11条)とともに、基本的人権の尊重の基盤となる平和主義(第2章 第9条)を掲げていることを確認する。
- ②日本国憲法の「章立て(第四章～第八章)」から、日本国憲法が基本的人権の尊重を守るための政治の仕組みを定めていること、そして、「第十章 最高法規」から、憲法尊重擁護義務が、国務大臣や国会議員、裁判官その他の公務員に課せられていること(第99条)を理解する。
- ③日本国憲法が近代に成立した憲法と同様に、民主主義と立憲主義の考え方に立ち、国民主権や基本的人権の尊重、そして、三権分立を含む民主政治の仕組みを定めていることを学ぶ。

第3 単元の指導計画

# 憲法の意義

🕒 1時間

第1時

## 国の政治の在り方は誰が決めるべきか



	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	私たちの生活と政治との関連	<p><b>私たちの生活のなかで政治に関連していると思われるものを挙げてみよう。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校, 教師, 教科書, 道路, 信号機など, 政治に関係していることが身近な生活に多くあることに気付く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生徒にとって気付きにくい問題であるため, 幾つかの事例を挙げて考えさせるとよい。</li> </ul>
展開	<p>国の政治の在り方の決め方</p> <p>権力と権威とは何か</p> <p>「ある特定の人」による政治の問題点</p>	<p><b>国の政治の在り方は誰が決めるべきだろうか。</b></p> <p>T: かつて, どの国においても, 国の政治の在り方は「ある特定の人」が決めていたが, どうして彼らは国の政治の在り方を決めることができたのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 力を持っていたから(軍事力, 経済力) = 「ある特定の人」が権力(人を強制させる力)を持っていたから。</li> <li>● みんながそのことを認めていたから = 「ある特定の人」が権威(人を強制させる精神的な力)を持っていたから。</li> </ul> <p>T: 現在の日本において, 「ある特定の人」が, 国の政治の在り方を決めるべきだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教師が勝手に決めた条件に基づいて, クラス内で「ある特定の人」を二, 三人指名する。</li> </ul> <p>T: あなた方は権力と権威を持ち, 各自の意思が国の政策となるとしたとき, あなたの夢や願いを実現するためにどのようなルールを決めますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば, 江戸時代における将軍のことを想起させてもよい。</li> <li>• 権力と権威という言葉は, 教師から提示する。</li> <li>• ゲーム感覚で指名したり, ルールを決めたりさせる。</li> <li>• 一般的に理不尽なルールが多いことに気付く。</li> </ul>

### 第3 単元の指導計画

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開		<ul style="list-style-type: none"> <li>●他の生徒は国民の立場から、これらのルールの妥当性を検討する。</li> <li>●「ある特定の人」が国の政治の在り方を決定すると、多くの場合になぜ「おかしいルール」になってしまうのかを話し合う。</li> </ul> <p>S: 「ある特定の人」の決め方がおかしい。 S: 特定の利害関係者に有利なルールにしてしまう。 S: 悪意は無いものの、全体の利害関係が反映されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ある特定の人」の政治がすべて悪い結果を及ぼす訳ではないことにも必要に応じて言及する。</li> </ul>
	国民主権  民主主義	<p><b>このような問題が起こらないようにするにはどうしたらよいただろうか。</b></p> <p>S: 国の政治の在り方を決めるべき人をどのように決めるかを、みんなで決めるべきである。 S: 特定の人での決定ではよくない。 S: 特定の人ではなく、みんなが決定に加わらなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●みんな(国民)が国の政治の在り方を決める力を持つべきである。</li> <li>●国の政治の在り方はみんなで決めるべきである。</li> </ul> <p>T: これらのことを、国民主権と民主主義という。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国民主権, 民主主義の用語を簡単に説明する。</li> </ul>
まとめ	民主主義を支える考え方  個人の尊重  議論の必要性  「みんなで決める」ことの意味	<p><b>みんなで物事を決めていくには、どのような考え方が必要だろうか。</b></p> <p>S: 「みんな」と一概に言っても、実は一人ひとり意見が異なることを理解すること。 S: 「自分」とは異なる意見や利害を持つ「他人」が存在することを十分に理解すること。 S: 「自分」と「他人」と一緒に政治の在り方を決めていくには、お互いに意見や利害を明確に主張し、議論しなくてはならないこと。 S: 「自分」のこととともに「他人」のことを考えて決めるということが、「みんなで決める」ということであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生徒の意見を拾いつつ、教師がまとめていく。</li> <li>• 各自が異なる意見や利害を持つことを実感させる例を挙げるとよい。</li> </ul>



### 第3 単元の指導計画

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開	<p>⑥ みんなで決めるべきではない理由</p> <p>⑦ みんなで決めてはならないこと</p>	<p>S: 集団内には、個々に異なる意見や考えがあるものの、クラスという集団の意思を決めなくてはならないから。 ⇒集団の意思の決定には、多数決が適しており、みんなで話し合って多数決で決定したことは、みんなで守ることが大切であることを確認する。</p> <p>S: 基本的には個人の判断に任されるものであるから。 S: 有志が作る新聞であり、その内容は有志が自由に決めてよいものだから。</p> <p><b>みんなで話し合って多数決で決めるとしても、決めてはならないことはないだろうか。AとCの場合で考えよう。</b></p> <p>A: クラスの出し物への参加について、出演を嫌がる特定の人だけに任せることを、クラスで話し合い、多数決で決めてもよいか。</p> <p>D: ひどい車酔いをするため前の座席を希望する人を、本人の意思に反して後ろの座席にさせることは、クラスで話し合い、多数決で決めてもよいか。なぜよくないのか。 ⇒個人の尊厳を否定するもの、少数の特定の集団が不当に不利益を被ることなどは、多数決によって決定すべきことではないことを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既習事項と関連を図るよう留意する。</li> <li>ほとんどの項目が、生徒たちの感覚ですぐに答えられるものであるが、その理由を考えさせるようにする。</li> <li>昼休みの過ごし方や新聞の内容についても、他の人の安全や権利を侵すものであってはならないことにも触れる。</li> </ul>
まとめ	<p>⑧ 国の政治における「みんなで決めるべきこと、決めてはならないこと」</p>	<p><b>国の政治の在り方を決めるときも、「みんな」で決めるべきことと、「みんな」で決めてはならないことはないかを考えよう。</b></p> <p>◆ ワークシート1-3 に記入したことを発表する。 A: 政治を批判した人を処罰すること→× B: 他人の物を盗んだ人を処罰すること→○ C: 政府が国民一人ひとりの職業を適切に決定すること→×</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1時の国の政治に関して学習することを踏まえる。</li> <li>ほとんどの項目が、生徒たちの感覚ですぐに答えられるものであるが、その理由を考えさせるようにする。</li> </ul>

学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
まとめ	<p>D: 政府が失業者の求めに応じて、職業をあつせんすること→○</p> <p>T: AとCは、国民によって選ばれた代表者といえども、なぜ決めてはならないのでしょうか。</p> <p>A: 個人の考えを公表することを禁止することは、個人の尊厳を否定するものであり、個人の考えを自由に発表することが民主主義の基本となるから。</p> <p>C: 職業を選ぶことは、個人の決定に任せるべきことだから。</p> <p style="color: red; background-color: #ffe6e6; padding: 5px;">みんなで決めてはならないこととはどのようなことだろうか。</p> <p>◆ ワークシート1-4に記入したことを発表する。</p> <p>S: 個人の尊厳を否定するもの</p> <p>S: 個人の決定に任せるべきもの</p> <p>S: 少数の特定の集団が不当に不利益を被ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クラスで決める場合と同じことが、国の政治レベルでもいえることを確認する。</li> </ul>



第3時

憲法とは何か



	学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	①生徒の憲法観の確認	<p><b>憲法とは何を定めたものだろうか。</b></p> <p>● 小学校等の既習事項などから、「憲法とは何を定めたものか」を各自で考え、ノートに記述し、発表する。</p> <p>S: 基本的人権の尊重, 国民主権, 平和主義</p> <p>S: 国民が守るべききまり</p> <p>S: 最高法規</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒は日本国憲法に関連することやその特色を書いたり, 国民が守るべきものと答えたりすることが多いことに留意する。</li> </ul>
展開	② 権利の保障, 国民主権	<p>T: グループごとに, フランス人権宣言の各条文の内容を読み取り, 分かりやすく簡潔にまとめなさい。</p> <p>◆ ワークシート2-1『フランス人権宣言』に記入したことを発表する。</p> <p>S: 第1条は自由や平等の権利の保障</p> <p>S: 第3条は国民主権</p> <p>S: 第16条は, 憲法が権利の保障と権力分立を定めていること</p> <p>● フランス人権宣言が, 自由や平等の権利の保障, 国民主権を定め, 憲法は権利の保障と権力の分立を定めたものであると述べていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フランス人権宣言のおもな内容は現在のフランス憲法のもととなり, 憲法そのものともいえることを説明する。</li> <li>条文の内容をおおまかに読み取らせるようにする。</li> </ul>
	③ 権利の保障と権力の分立	<p>T: グループごとに, ◆ ワークシート2-2『法の本質』を読み, 権利の保障と立法権・執行権(行政権)・裁判権(司法権)との関係を簡潔に説明しなさい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「権力の分立」については, 次の展開で理解させる。</li> </ul>

	学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開		<p>◆ ワークシート2-2『法の精神』に、グループの考えを記入し、その内容を発表する。</p> <p>S: 3つの権力が独占されると、法律を決めて、政治を行って、法律が正しいか、正しい政治が行われているかの判断を、すべて自分で行ってしまおう。</p> <p>S: 3つの権力を独占した人は、国民の権利を認めないことを行ってしまおう。</p> <p>S: 立法権、執行権、裁判権を分けないと、国民の権利が保障されなくなってしまう。</p> <p>● 第1時の「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」と第2時の「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」とが、それぞれ民主主義と基本的人権の保障を述べたものであること、そして、基本的人権の尊重には、権力の分立が不可欠であることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 執行権は行政権、裁判権は司法権と読み替えられることを付け加える。</li> <li>• 生徒の発言を要領よく整理しながら、権利の保障と権力の分立との関係をまとめていく。</li> <li>• 第1・2時の学習内容と、フランス人権宣言、及び『法の精神』との内容を整理し、板書を工夫しながら説明する。</li> </ul>
まとめ	<p>④憲法とは何か</p> <p>⑤立憲主義</p>	<p>『憲法とは何か』をまとめよう。</p> <p>◆ ワークシート2-3「憲法とは何か」に、各自でこれまでの授業内容を整理して、まとめを記入する。</p> <p>● 憲法とは、民主主義を実現するための三権分立などの政治の仕組みと、民主主義によっても侵すことのできない基本的人権の尊重が定められているものであり、これらのことが憲法に明記され、憲法に基づいて政治が行われるという考え方を立憲主義ということを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 憲法が、民主主義と立憲主義の考え方に立って作られたものであることを理解させる。</li> </ul>

# 日本国憲法の意義は何か



	学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	①国民主権, 平和主義, 基本的人権の 尊重  ②国会, 内閣, 裁判所  ③三権分立  ④政治の仕組み	<p><b>日本国憲法の章立ての資料から, 第3章までの部分は何を定めているか, そして, 第4~8章は何を定めているかを, ワークシートに書いてみよう。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●グループごとに, 日本国憲法の章立てから読み取ったことを <b>ワークシート3</b> に記述し, 発表する。</li> <li>S: 第9条は第2章, 第11条は第3章に定められている。</li> <li>S: 第3章までのところで, 日本国憲法の三原則である, 国民主権, 平和主義, 基本的人権の尊重が定められている。</li> <li>S: 第4~6章は国会・内閣・裁判所を定めている。</li> <li>S: 三権分立について定めている。</li> <li>S: 地方自治は地方の政治のしかたを定めている。</li> <li>S: 第4~8章は, 国の統治の仕組みについて定めている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第3章までの部分は基本的人権の尊重とそれを基底で支える平和主義, それと民主主義のもととなる国民主権を定め, 第4~8章はこれらを保障する国の統治の仕組みを定めたものであることを理解する。</li> <li>●第3時で学習したフランス人権宣言や『法の精神』の内容などが, 日本国憲法に引き継がれていることを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各章の名称からおおよその内容を想像させ, これまでの学習と関連させながら, 憲法が定めていることの概要をつかませる。</li> <li>• 「第7章 財政」は, 政治にかかる予算とそれを支える租税に関する規定であることを説明する。</li> </ul>

	学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開	⑥最高法規 ⑦憲法遵守義務	<p>T: 『第10章 最高法規』にある3つの条文が意味することは何だろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本国憲法第10章の3つの条文を読み取り, ◆ ワークシート3-3に記述し, 発表する。</li> </ul> <p>S: 第97条は, 日本国憲法が国民に保障する基本的人権は, 永久の権利であること</p> <p>S: 第98条は, 日本国憲法が最高法規であること</p> <p>S: 第99条は, 天皇, 国務大臣, 国会議員, 裁判官, その他の公務員は憲法を守る義務があること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本国憲法は基本的人権の保障を守る最高法規であり, これに違反する法令や政治的な行為は認められないこと, そして, 裁判官を含め, 政治に携わる人々はこの憲法を守る義務があることを理解する。</li> <li>● 日本国憲法は, 近代に成立した憲法と同じように, 民主主義と立憲主義に基づくものであることに気づく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒からの意見を適切にまとめながら, 日本国憲法が第10章において, 基本的人権の保障, 最高法規, 憲法遵守義務を明記していることを確認させる。</li> <li>● 日本国憲法と近代に成立した憲法との共通性に目を向けさせる。</li> </ul>
まとめ	⑧日本国憲法の意義	<p><b>日本国憲法の意義は何かをまとめよう。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 近代に成立した憲法と日本国憲法を比較した結果を ◆ ワークシート3-4にまとめる。</li> <li>● 日本国憲法は, 民主主義と立憲主義の考えに基づき, 基本的人権の保障とそれを基底で支える平和主義, 民主主義のもととなる国民主権を定めていること, そして, 三権分立に基づく政治の仕組みを定めることで, 国民の自由・平等と平和を守るものであることを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本国憲法が, 民主主義と立憲主義の考え方に基づいてつくられたものであり, 国民の権利や生活を守るものであることを理解させる。</li> </ul>

# みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと

**1** クラスみんなで多数決によって決めるべきことか、決めるべきではないことかを考えなさい。

みんなで決めるべきことか、決めるべきではないことか	○ か ×	理 由
自然教室のキャンプファイアーでのクラスの出し物		
クラスの生徒一人ひとりの昼休みの過ごし方		
遠足でのバスの座席の決め方		
クラスの有志が発行している新聞の内容		

**2** みんなで話し合って、多数決で決めるといっても、決めてはならないことはないだろうか。

みんなで決めるべきことか、決めるべきではないことか	○ か ×	理 由
クラスの出し物への参加について、出演を嫌がる特定の人だけにまかせることを、クラスで話し合い、多数決で決めてもよいか		
ひどい車酔いをする人の座席を、本人の意思に反して後ろの座席にさせることを、クラスで話し合って、多数決で決めてもよいか		

**みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと**

**3** 国の政治の在り方を決める際の、「みんな」で決めるべきことと、「みんな」で決めるべきではないこととを考えなさい。

みんなで決めるべきことか、決めるべきではないことか	○ か ×	理 由
政治を批判した人を処罰すること		
他人の物を盗んだ人を処罰すること		
政府が国民一人ひとりに適した職業を決定すること		
政府が失業者の求めに応じて、職業をあっせんすること		

**4** みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと。

● みんなで決めてはならないこととは、どのようなことなのかを説明しなさい。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# 憲法とは何か

## 資料 1 フランス人権宣言(抜粋)

1 条文から読みとれることを、分かりやすく簡潔にまとめてみよう。

### 第1条 (自由・権利の平等)

人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。

.....

.....

.....

.....

### 第3条 (国民主権)

すべての主権の淵源(えんげん=みなもと)は、本質的に国民にある。

.....

.....

.....

.....

### 第16条 (権利の保障と権力分立)

権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。

.....

.....

.....

.....

## 憲法とは何か

### 資料 2 『法の精神』(モンテスキュー 1748年)

2 立法権と執行(行政)権と裁判(司法)権とが独占されることで、どのような政治が行われるのかを、以下の資料から考えなさい。

- 同一の人間や団体に立法権と執行権が結合されれば、自由はない。なぜなら、議会在暴政的な法律を定め、それを暴君的に執行する恐れがあるからである。
- もし裁判権が立法権に結合されれば、市民の生命と自由を支配する権力は自分勝手だろう。なぜなら、裁判官が立法者なのだから。
- もし裁判権が執行権に結合されれば、裁判官は压制者の力を持ちうるだろう。

.....

.....

.....

.....

.....

### 3 憲法とは何か。

- 第1・2時の授業とこれまでの学習をふまえて、「憲法とは何か」を説明しなさい。

.....

.....

.....

.....

.....

# 日本国憲法の意義は何か

## 資料 3 日本国憲法の「章立て」

日本国憲法	前文	第一章 天皇	第二章 戦争の放棄	第三章 国民の権利及び義務
	第四章 国会	第五章 内閣	第六章 司法	第七章 財政
	第八章 地方自治	第九章 改正	第十章 最高法規	第十一章 補則

### 1 第3章までの部分では何を定めているか。

.....

.....

### 2 第4～8章は何を定めているか。

.....

.....

## 資料 4 日本国憲法の条文

前文：…ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。…

第1条：…主権の存する日本国民…。

.....

.....

第9条:日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

.....

.....

第11条:国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

.....

.....

## 日本国憲法の意義は何か

### 資料 5 日本国憲法第10章の条文

#### 3 次の各条文の要旨をまとめなさい。

第97条：この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

.....

.....

第98条：この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、しゅうちやく 詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

.....

.....

第99条：天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

.....

.....

#### 4 日本国憲法の意義は何か。

●これまでの学習をもとに日本国憲法の意義を簡潔に述べなさい。

.....

.....

.....

.....

.....



司 法



### 1

## 法教育における「司法」の学習の必要性

「司法」の単元は、「司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させるとともに、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について、実感を持って学ばせる」（報告書第3の1（2）エ）ことを目指している。

本教材では、法・ルールに基づいて紛争を解決し、また、ルール違反に対処するという裁判の機能について、裁判手続の一部を、模擬体験を通じて学習させることにより、裁判が公正な手続のもとで理性的な議論を踏まえて行われていることに気付かせることを目指している。

### 2

## 「司法」に関する学習指導要領や教科書の記述

### ①学習指導要領の内容

「司法」について、学習指導要領（社会科〔公民的分野〕）では、大項目「（3）私たちと政治」の中項目「イ 民主政治と政治参加」に「法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる」という記述が見られる。このことについて解説は、「法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていること、そのため、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて理解させることを意味している。その際、抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解させるなどの工夫が大切である」と述べ、裁判の基本的な役割を具体的に理解させることを求めている。実際の授業においては、「調査や見学」などの活動（要領「内容の取扱い」）の工夫をはじめ、様々な学習指導の工夫が考えられる。

### ②教科書の記述

教科書における「司法」は、「国の政治」という大項目に位置付けられ、国会、内閣、裁判所の順に記述されているのが一般的である。司法が、三権分立の一権力機関として位置付けられるため、教科書の中には、記述の大部分を、「三権分立」と「司法権の独立」「違憲立法審査権」に充てているものもある。基本的に、このような構成を採用しながら、「司法」のページの多くを、「民事裁判と刑事裁判」「裁判と人権保障」「裁

判員制度」などの記述に充て、司法の目的や役割を理解させる工夫を行っているものも見られる。また、弁護士会などによる模擬裁判の指導、さらには裁判の傍聴の方法が記述されているものなどもあり、体験的な活動など様々な学習指導を想定したものとなっている。いずれも司法を生徒の身近なものにしていくための工夫であり、このほかにも、裁判所、検察庁において、模擬裁判の指導や講演、さらには裁判の傍聴や体験的な活動など様々な学習支援を行っていることから、これらも授業改善のために活用することができる。

### ③ 「司法」学習の内容とその理解

「司法」に関する学習では、紛争やルール違反が起こった場合、その内容に即して解決を図っていく過程を教材化している。この教材では、裁判の当事者による主張等と裁判官による判断の過程が授業の中心となる。生徒は、事例の中から法的な問題を発見し、個々の問題点に法を適用して、その内容に即して解決を考えていくことになる。これらの一連の学習によって、裁判制度の意義と機能を理解することができる。

大項目 「(3) 私たちと政治」

中項目 「イ 民主政治と政治参加」

### 1 単元の構成

第1時 「日常の紛争解決と民事裁判」

第2時 「民事裁判との比較で見る刑事裁判」

第3時 「裁判員として裁判に参加する」



### 2 単元の目標

- ①さまざまな紛争解決の方法と比較しながら裁判の仕組みについて関心を高める。
- ②具体的な紛争事例の中に、法的問題を発見し、紛争の原因や争点を分析・評価した上で、その内容に即した解決について考え判断させる。
- ③具体的な事例をもとに、法やルール違反への対処の在り方について考え判断させる。
- ④具体的な事例と関連付けながら、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解させる。



### 3 単元の位置付け

「司法」の単元は、中学校社会科公民的分野で実施する。なお、発展的な部分については総合的な学習の時間においても実施が可能になるような工夫がなされている。

現在、多くの中学校では社会科公民的分野において司法学習に充てられる時間は、3～4時間程度と推察される。このような実態を踏まえ、「司法」の学習を3時間の構成とし、司法に関する基本的な知識と法的に考える力を養うことができるようにした。また、総合的な学習の時間において、司法に関する学習を展開させることができるように、模擬裁判などの実践を取り入れることも可能なものとした。



## 4 単元の指導計画



### ① 「司法」の概要

#### ア 第1時 「日常の紛争解決と民事裁判」

第1時の授業では、「日常の紛争解決と民事裁判」というテーマのもと、紛争解決の方法として、まずは当事者同士による解決があること、次に、解決しないときのために公平な第三者による解決があり、その一つとして裁判制度があることを学習する。その後、民事裁判を想定し、当初は当事者の立場に立って主張を行い、最後は裁判官の立場に立って判断する。具体的には、交通事故を想定事例として取り上げ、それぞれの当事者の立場から、どのような主張がなされるかを考えるとともに、当事者の主張を前提とした判決内容をワークシートに記入する。

実際の学習の流れは次のようになる。

- ①ワークシートに記された、「友達同士のけんか」を読み、紛争の内容を読み取り、けんかの当事者の立場に立って紛争解決を目指す。
- ②当事者間で解決できなかった場合、正当な手続のもとで公正な第三者が判断して紛争を解決する必要があることを理解し、裁判制度（民事）の意義を学ぶ。
- ③交通事故の事例を読み、紛争の内容を理解する。
- ④紛争の解決方法としての民事裁判の特徴と、この紛争に適用される法律（民法709条）を確認する。
- ⑤交通事故の被害者の立場に立ち、損害賠償を請求する主張内容を考える。
- ⑥交通事故の加害者の立場に立ち、被害者の損害賠償請求を減殺する主張内容を考える。
- ⑦裁判官の立場に立ち、判決内容を考える。
- ⑧民事裁判の過程と機能をまとめる。その際、裁判（民事）による紛争解決にも限界があることを学ぶ。

#### イ 第2時 「民事裁判との比較で見る刑事裁判」

第2時の授業では、「民事裁判との比較で見る刑事裁判」というテーマのもと、民事裁判が私人間の私的紛争を扱うのに対し、刑事裁判が、犯罪に対する処罰という公益的な事柄に関する裁判であり、民事裁判とは異なることを認識させるとともに、公正な裁判の在り方について触れる。具体的には、傷害事件を想定事例として取り上げ、事件発生から判決に至る過程において、裁判官、検察官、被告人、弁護人がどのような役割を担うかをまとめるとともに、刑事裁判の特徴などを考え、ワークシートに記入する。

実際の学習の流れは次のようになる。

- ①「電車における傷害事件」を読み、前時に扱った民事事件の交通事故の事例との違いを挙げる。
- ②刑事裁判に関わる人々の役割に着目し、民事裁判と比較しながら刑事裁判の特徴に触れる。
- ③裁判官の立場で事実を明らかにするために必要な質問を考え、公正な裁判を行うために大切なことを考える。

## 第2 単元

- ④刑事裁判の過程と機能をまとめる。
- ⑤三審制の過程と意義をまとめる。

### ウ 第3時 「裁判員として裁判に参加する」

第3時の授業では、「裁判員として裁判に参加する」というテーマのもと、裁判員裁判が、刑事裁判の一種であることを認識させるとともに、裁判員裁判で、裁判員として公正なものの見方・考え方のもとで、判断することの大切さを考察する。具体的には、裁判員裁判の想定事例を取り上げ、事実認定を考え、裁判員裁判における裁判員の役割をワークシートに記入する。

実際の学習の流れは次のようになる。

- ①裁判員の加わる裁判と加わらない裁判の写真などを比較し、裁判員裁判の目的を知る。
- ②裁判員裁判の事例を分類することで、裁判員裁判の特色をまとめる。
- ③裁判員の行う事実認定を考える。
- ④裁判員として裁判員裁判で気を付けることを考える。

## ② 発展的学習教材－学習の深化・発展を図る場の設定

「司法」については、総合的な学習の時間を念頭において、学習の深化・発展を図る場として、①刑事裁判の傍聴と、②模擬裁判の実践をオプションとして組み込んでいる。いずれの学習においても、法律実務家から指導を受けることにより授業の充実が図られると考えられる。とりわけ、模擬裁判では、シナリオ作りや判決主文、判決理由のまとめに際して、法律実務家の指導・助言により生徒の関心を深めることができる。

### ア 個別課題の設定を行う

3時間の小単元の授業後、これまでの学習内容に基づいて個別課題の設定を行う特設の時間を置く。

事前の準備として、小単元の学習に入る前に、「司法制度について生徒が日ごろから疑問に思っていることや知りたいと思っていること」をまとめさせておく。この内容を集計した一覧表を作成して、生徒の疑問や学習への関心を共有する場を設ける。

この授業では、生徒の関心事項の中から論題を選択し、クラスで議論を行う。生徒はこの議論の内容を参考にしながら自己の課題を再検討する。課題の研究については、夏休みなどの長期休業期間を活用し、生徒の見学調査や校外機関（裁判所、検察庁、弁護士会など）の活用を促すなどの工夫が考えられる。生徒の研究成果は、発表会を開く、ある程度の期間を設けて掲示するなど、この学習を位置付ける時期や学校行事等との関連を考慮して決定する。

### イ 法廷傍聴の実施

「司法」の学習後、法廷傍聴を実施する。その際には、傍聴のマナーを事前によく指導し、傍聴後は報告書や感想文をまとめさせる。また、法廷傍聴ではなく、裁判官、検察官、弁護士などの法律実務家をゲストと

して学校に招き、授業への参加・協力を求めることも選択肢の一つである。その場合には、あらかじめ生徒に事前質問をまとめさせておき、その内容に基づいて、ゲストの役割を事前に打ち合わせておくなどの準備が必要である。

## ウ 模擬裁判の実施

「司法」の学習を踏まえて、例えば、模擬裁判を実施する。もし、法廷傍聴を実施した後、模擬裁判を実施することができれば、効果的である。

判決主文・判決理由などをまとめる際には、生徒の発達段階に配慮し、難解な専門用語にこだわりすぎないように指導する。必要に応じて、法律実務家の指導・助言を受ける場を設けることも視野に入れて学習を進める。学習に際しては、課題や役割分担を明確にすること、関係者のプライバシーには十分留意すること、スモール・ステップで学習を進められるような、授業の進み具合の調節や指導・助言を心がけることなどの工夫が考えられる。発表については、文化祭・学校祭や学校公開授業などの活用が考えられる。

# 司 法

🕒 1時間

第1時

## 日常の紛争解決と民事裁判



学習内容	学習活動 (教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
<p>導 入</p> <p>日常生活における紛争</p>	<p><b>普段の生活の中でけんかをすることはあるか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒の身近にある紛争(二人以上の者が利害をめぐって対立している状態)を挙げる。</li> </ul> <p><b>ペアで春菜と秋穂になりきり、話し合いによるけんかの解決をしてみよう。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ワークシート1</b>のけんかの事例と二人の主張を読み、春菜と秋穂の紛争状況を理解し、話し合いのルールを決めて解決を図る。</li> </ul> <p><b>それぞれのペアでどのような状況(解決または未解決)になったか、話し合いの内容とともに教えてほしい。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 解決したペアだけではなく、未解決のペアの話もよく聞いて、違いを理解する。</li> </ul> <p><b>私たちの生活の中で様々な紛争があるが当事者同士で話し合って解決しなかった時はどうしたらよいか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 他人の意見も聞いて参考にしていく。</li> <li>● 少し時間を空けてもう一度話し合ってみる。</li> <li>● 裁判を起こして解決を試みる。</li> </ul> <p><b>様々な方法が考えられるが、紛争を放置することが社会秩序の混乱につながりかねず、国家による紛争解決手段(民事裁判)が用意されている。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事実を正確に伝えている点や相手の話をよく聞いている点などのよい点を価値付けたり、解決した(または解決しなかった)ポイントが何だったのかを明確にしたりする。</li> <li>● 安易に裁判に任せればいいのではなく、まずは自分たちで解決しようとする姿勢をもたせたい。</li> </ul>

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開	<p>紛争の具体例としての交通事故</p> <p>民事裁判による解決</p>	<p><b>交通事故の事例から裁判についての理解を深めよう。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●◆ ワークシート2の交通事故の事例を読み,状況を把握する。</li> <li>● 今回の事例では,交通事故を起こしたYさんは,Xさんに与えた損害を賠償するという民事責任,刑罰を受けるという刑事責任,交通違反による減点を受ける行政責任が生じる。</li> <li>● この紛争は,どうも話し合いでは解決せず,民事裁判になった。民事裁判になると「法に基づく解決」なので,この場合に使われる法律を説明する。</li> <li>●◆ ワークシート2の民法709条を読み,①故意(わざと)・過失(うっかり)により,②誰かの権利(生命・身体・財産)に損害を与えた場合には,その損害を賠償する責任があることを理解する。</li> </ul> <p><b>XさんとXさんの弁護士, YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で今回の出来事について主張できることを整理しよう。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●◆ ワークシート2の主張を,どちらの主張として使用できるか考え,分類する。</li> </ul> <p><b>あなたが裁判官だったら, Yさんに対して「Xさんにいくら支払え」という判決を下すのか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ワークシート2に金額とその理由を書いてみよう。</li> <li>● 裁判官が公平な第三者として, XさんとYさんの主張を聞き,この主張を総合的に考慮して,法律に当てはめ結論を出すことを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒に事故の状況を正確にとらえさせるために,事故の状況を図示した◆ ワークシート2を活用する。</li> <li>● 一つの交通事故で,民事・刑事両方の裁判が行われることを理解させる。</li> <li>● 実際には,保険会社と契約をしていれば,まずは保険会社が当事者間に入って,調整役となってくれることを伝える。</li> <li>● 民事裁判では,当事者双方が自分の主張を裏付ける証拠を集めること,裁判官は当事者の主張を聞き,当事者が提出した証拠に基づいて判断することに触れる。</li> <li>● 民事裁判は損害の賠償(金銭の支払いなど)という形で紛争解決策を示すことを理解させる。友達と意見交換させ,より公正な判決を導き出させる。</li> </ul>

### 第3 単元の指導計画

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
まとめ	民事裁判の過程と機能	<p>民事裁判は当事者では解決が困難な紛争に対して、第三者による法に基づく解決を図る役割を果たしている。訴えた人が原告となり、訴えられた人が被告となって主張し合い、判決以外にも「示談」「和解」などの様々な解決方法がとられている。</p> <p>● 民事裁判の過程と機能を理解する。</p>	<p>・判決以外にも「示談」「和解」など様々な解決方法がとられていることを着目させる。その際、経済的な側面以外に「お互いの気持ちにしこりが残らない」「早く結論が出る」などの視点を示唆し、紛争解決に必要な方策を多面的・多角的に考えさせる。</p>

公正な判決を  
導き出せたかな



判決以外に  
示談や和解も  
あるんだね



1時間

第2時

## 民事裁判との比較で見る刑事裁判



	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	刑事事件の具体例	<p>◆ ワークシート3の電車における傷害事件と前回学習した交通事故の事例の違いを挙げよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「加害者のYさんが逃げている」「暴力をふるっている」などの刑事事件になる要素を発表する。</li> <li>● 今回は刑事事件に着目することを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民事裁判と比較しながら刑事裁判を学ぶ意識付けをする。</li> </ul>
展開	刑事裁判に関わる人々の役割	<p>◆ ワークシート4の裁判に関わる立場と役割を写真の人物と結び付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 裁判官…双方の言い分を聞き、判決を下す。</li> <li>● 検察官…犯罪を立証し、刑の言渡しを求める。</li> <li>● 被告人…自分が犯人として行ったと疑われている行為について、裁判を受ける。</li> <li>● 弁護人…被告人の言い分を裁判官に伝え、被告人を弁護する。</li> </ul> <p>あなたが裁判官だったら、◆ ワークシート5の電車における傷害事件の様子をはっきりさせるためには、XさんとYさんにどのような質問をしたらよいただろうか。理由とともに考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Xさんに質問です。「痛いよ、気を付けて。」の注意はどのような言い方でしたか。</li> <li>● Xさんに質問です。突き飛ばされたとき、手には何か持っていたのですか。</li> <li>● Yさんに質問です。どうして突き飛ばしたのですか。</li> <li>● Yさんに質問です。どうして逃げたのですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民事裁判では被害を受けた当事者が訴えを起こすが、刑事裁判では検察官が起訴するなど民事裁判との違いに着目させながら説明する。</li> <li>● 公平な第三者として審判を下すために、事実を明らかにする過程を体験させる。</li> <li>● 友達と意見交換する時は、質問内容だけではなく、質問の意図も伝え合う。また、その中で事実をより明らかにするために新たな質問を生み出していく。</li> </ul>

### 第3 単元の指導計画

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展開		<p><b>公正な裁判を行うためにはどのようなことが大切になってくるのだろうか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>よく聞いたり, 調べたりして事実を明らかにすることや思い込みや疑わしいだけでは罰しないことが大切だ。</li> </ul>	<p>◆ ワークシート6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>司法権の独立についても説明をする。</li> </ul>
まとめ	<p>刑事裁判の過程と機能</p> <p>三審制の過程と意義</p>	<p>◆ ワークシート6の○×クイズで刑事責任の特徴を理解しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめルール(この場合は刑法)があるからYさんは処罰されるんだ。</li> <li>今回の事例も民事責任だけではなく, 刑事責任も負うんだ。</li> <li>令状がなければ逮捕することはできないんだ。</li> <li>刑罰は人々が安心して暮らせる社会を維持するためのものなんだ。</li> <li>民事裁判は被害を受けた当事者が訴えを起こすが, 刑事裁判では検察官が起訴するんだ。</li> </ul> <p>今回の交通事故の事例をもとに, 資料1の図で, 三審制について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易裁判所や地方裁判所から始まり, 最高裁判所で争われることもあるんだ。</li> <li>人権を守り, 公正な裁判が行われるために三審制がとられているんだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめルールを作り, どのような行為をすれば, どのような処罰を受けるかを決めておくことによって, そのルールに反しない行為については処罰を受けないことや, 刑罰は人々の共存を保障する法秩序を維持するためのものであることも理解させる。</li> <li>各裁判所の役割にも触れながら, 三審制の意義を理解させる。</li> </ul>

## 第3時

## 裁判員として裁判に参加する



	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	裁判員裁判の目的	<p><b>裁判員の加わる裁判と加わらない裁判の写真を比較し、裁判員裁判での裁判員に関心をもつ。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 裁判官以外に、裁判員がいる。</li> <li>● 裁判員裁判では、一般市民の感覚を裁判に反映する目的がある。</li> <li>● 誰もが裁判員になる可能性がある。</li> <li>● 裁判員裁判は、刑事裁判の一種である。</li> </ul> <p><b>裁判員裁判の仕組みを理解する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 裁判員は、「名簿の作成」「候補者への通知・調査票の送付」「事件ごとに名簿の中からくじで選定」「選任手続き期日のお知らせ・質問票の送付」「選任手続」「裁判員の選任」といった手続きで選ばれる。</li> <li>● 裁判員の役割は、「審理」「評議」「判決」を行うことだ。</li> </ul> <p><b>裁判員になったら、裁判員裁判ではどのように判断すればよいのだろうか？</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 裁判の写真などを用意する。</li> <li>● <b>資料2</b>(参照)</li> <li>● 第1時と第2時での裁判に関する学習を生かした発言を促す。</li> <li>● 裁判員裁判のしくみの要点を押さえる。</li> <li>● 教科書、資料集、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会のホームページの関連資料を利用する。</li> </ul>
展開	裁判員裁判の特色	<p><b>裁判員裁判の事例を読み、要点や気付きを整理する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員のいる建造物への放火、殺人、危険運転による死亡事故、営利目的による覚せい剤の密輸入、強盗致傷。</li> <li>● 被告人と被害者がいる。</li> <li>● やってはいけない行為や不正を行っている。</li> <li>● 周囲の人が傷付けられたり、危険な目にあつて、損害を被っている。</li> <li>● 被告人は孤立している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>資料3</b>に各事例の要点や気付きを記入するように指示する。</li> </ul>

### 第3 単元の指導計画

学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
<p>展開</p> <p>裁判員裁判での判断</p>	<p><b>裁判員裁判の事例から共通点や相違点を見付けることで、裁判員裁判の特色を掴む。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 裁判員裁判は、刑事事件を取り扱っている。</li> <li>● 裁判員裁判の事例は、重大な犯罪が扱われている。</li> </ul> <p><b>「お金を作って、使ったか」を読み、裁判員裁判の事例を理解する。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事例から読み取ったことから、共通点や相違点を考えて、ワークシートに記入するように指示する。</li> <li>・最高裁判所の公表する平成25年の裁判員裁判対象事件数は、1465件であった。対象となった重大な犯罪は、強盗致傷、殺人、現住建造物等放火、傷害致死、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、覚せい剤取締法違反の順に多い。</li> </ul> <p><b>資料4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お金を作って、使ったか」を生徒を指名して読ませる。</li> <li>・「お金を作って、使ったか」をもとに、「不正と損害は何か」「不正と損害の重大さ」「不正と損害を与えた人」「不正と損害を被った人」を確認する。</li> <li>・社会に偽造通貨が出回ると、通貨の信用が損なわれ、その通貨を利用した経済活動が停滞してしまうおそれがあることを確認する。</li> </ul>

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
展 開		<p>裁判員裁判の事例をもとに、使用する目的で通貨を偽造したことの証拠となるかならないか、偽造通貨と知って使用したことの証拠となるか、ならないかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●◆ ワークシート7『「お金を作って、使ったか』の証拠をもとに考えよう』に、個人で考えを記入する。</li> <li>● 記入に当たり、「使用する目的」の証拠になるのか、「被告人が偽造した」証拠になるのか、「被告人が偽札と知っていた」ことの証拠になるのか、「被告人が使用した」ことの証拠になるのかを意識させる。</li> </ul> <p>●グループで、使用する目的で通貨を偽造したことの証拠となるかならないか、偽造通貨と知って使用したことの証拠となるか、ならないかを話し合う。</p> <p>●クラス全体で、使用する目的で通貨を偽造したことの証拠となるかならないか、偽造通貨と知って使用したことの証拠となるか、ならないかをどのように考えたかを発表する。</p> <p>●裁判員裁判の事例の場合、どのように判断し、解決することが公正かを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 証拠 A から証拠 J が、「本物のお札として使用する目的で、使われた偽札を作ったか」「偽札であると知っていて、偽札を使ったか」のいずれについて、被告人にとって不利あるいは有利な事情になるのかを考える。</li> <li>● 人の話については、その話がどれだけ信用できるのか、物の証拠についてはどれだけ関係があるのかを考えるよう支援する。</li> <li>● 「不正をただしたり、損害を回復するには何ができるか」「不正をただしたり、損害を回復するための対応が適切か」という視点をもって、「お金を作って、使ったか」を考えさせる。</li> </ul>

### 第3 単元の指導計画

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
まとめ	裁判員の役割	<p><b>なぜ、事件と全く関係ないのに、裁判員として裁判に参加するのだろうか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な経験や知識をもった市民が裁判に参加することで、様々な角度から証拠を検討することができる。</li> <li>● 市民が、社会のできごとに関心をもつことは大切だ。</li> </ul> <p><b>裁判員になったら、裁判員裁判ではどのようなことに気を付けるべきだろうか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切に事実を確認する必要がある。</li> <li>● 証拠に基づき判断するようにする。</li> <li>● 適切に量刑を考え、判断する必要がある。</li> <li>● 本当に間違いないかしっかり考える。</li> <li>● 当事者の話をきちんと聞く。</li> <li>● 公正なものの見方や考え方が大切だ。</li> <li>● 裁判員になったら責任をもって裁判に参加する。</li> <li>● 一人ひとりの人権を大切にすることが必要がある。</li> <li>● 一人ひとりがよりよく生きるためにどうすればよいか考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様々な生徒の意見を尊重する。</li> <li>• 自分の考えをまとめるよう指示する。</li> <li>• 生徒の多様な意見を尊重する。</li> <li>• 裁判員として裁判員裁判に参加する意味に着目させるよう促す。</li> </ul>

## 友達同士のけんか

春菜、秋穂は四季中学校の3年生です。  
春菜と秋穂は、四季中学校の寮で一緒に生活していますが、最近けんかする機会が増えてきました。



春菜



秋穂

四季中学校の寮では、掃除、洗濯、炊事などの家事は皆で協力してやることになっていましたが、春菜は炊事をさぼってばかりいて、いつも春菜の食事まで作って、まじめに家事をやっている秋穂は怒っていました。そんなある日のことでした。春菜と秋穂は、学校の遠足に行くことになりました。



そこで、当日、秋穂は、朝早く起きてお弁当を一生懸命作りました。お弁当を寮の台所に置いたまま、遠足の準備をするために、自分の部屋に行きました。しばらくして台所に戻ってきたところ、なんと、遠足に持っていくお弁当が、台所の机の上から

無くなっていました。春菜がそのお弁当を持っていったのです。

秋穂は、急いで春菜を追いかけました。秋穂は、通学路の途中でやっと春菜に追いつき、春菜の腕をつかんで、「私のお弁当を返してよ!」と叫びました。

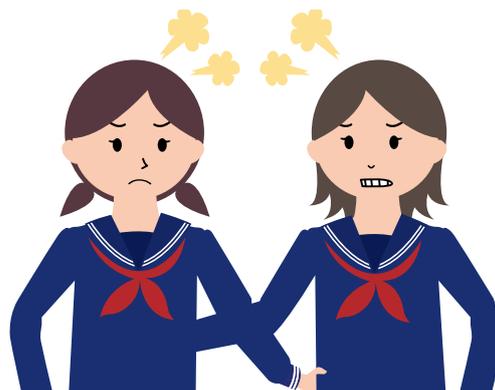


ところが、春菜は、「あれは私のお弁当でしょ?いつも秋穂は私の分も料理を作ってくれるじゃない。どうして今日だけ自分のお弁当なんて言い張るの?お弁当がなければ困るから返さない。」と言いました。

秋穂は、「とにかくお弁当を返してよ。」と言いましたが、春菜は、返す素振りを全く見せないで、ついに秋穂は春菜の持っていたカバンを力

ずくで奪い取りました。  
春菜も負けじと秋穂からカバンを奪い返そうとしたので、自分のお弁当をどうしても取り返したかった秋穂は、思わず春菜を振り払ってしまいました。

すると、春菜は転んでしまい、手足をすりむいてしまいました。



# 友達同士のけんか

## 1 二人の主張

春菜



お弁当を持っていったのはいつものことだし、ケガをさせられたのだから秋穂のことは許せない。

秋穂



どう考えても私のお弁当を勝手に持っていくのがおかしいし、それが原因でケガをしたんだから悪いのは春菜でしょ。

## 2 話し合いのルール

Blank area for writing rules for discussion, featuring horizontal dashed lines.

## 事例をもとに紛争解決について考えてみよう

### 基本的な事実

36歳のXさんは、2004年5月28日午後10時25分頃、Yさんの運転する自動車にはねられて重傷を負った。

さっそく警察がこの事故について調べたところ、次のようなことがわかった。



Yさん

Xさん

### 事故の状況

- ① — 事故現場はせまい県道で、見通しの悪いカーブだった。
- ② — 現場の制限速度は時速30キロメートルであるが、Yさんの自動車は時速60キロメートルで走行していた。
- ③ — 事故直前、対向車線から大型のダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになってYさんが運転する車に向かってきていた。Yさんは、そちらに目を奪われており、Xさんが道路を渡ろうとしていることに気付くのが遅れた。
- ④ — 事故現場には、横断歩道がなく、30メートル先の信号にしか、横断歩道はなかった。
- ⑤ — Xさんは、入院はしないで済んだが、3か月の通院治療を余儀なくされた。また、治療費は月に20万円かかった。
- ⑥ — Xさんは、月収30万円の仕事についていたが、けがで仕事ができず給料をもらえなかった。

Xさんには妻と子（中学生）がいたが、事故後、経済的にも苦しくなったため、Yさんに治療費などを請求することにした。一方、Yさんも生活に追われているため、ぎりぎりの額まで支払額を抑える必要が生じた。

### 参考条文 (不法行為による損害賠償)

民法第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保障される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

# 事例をもとに紛争解決について考えてみよう

## 事故の状況



XさんとXさんの弁護士、YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で今回の出来事について主張できることを整理しましょう。



Yさんの主張  
(A・C)



Xさんの主張  
(B・D)



**A**：対向車線から大型のダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになって車に向かってきた。



**B**：せまく見通しの悪いカーブなのに制限速度の30キロメートルをオーバーする60キロメートルで走行していた。



**C**：事故現場には横断歩道がなく、30メートル歩けば横断歩道があった。



**D**：治療費が60万円かかり、さらに仕事ができず90万円分の給料がもらえなかった。

## 事例をもとに紛争解決について考えてみよう

あなたが裁判官だったら、Yさんに対して「Xさんにいくら支払え」という判決を下しますか。金額とその理由を書いてみましょう。

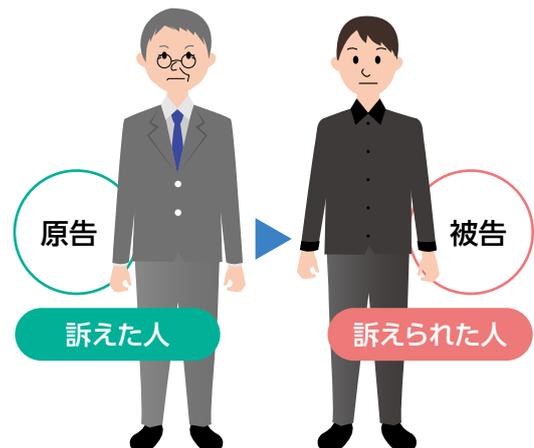


私が裁判官だったら、Yさんに対して「Xさんに( )円払え」という判決を下します。理由は次の通りです。

Blank area with horizontal dashed lines for writing a judgment and reasoning.

### 民事裁判

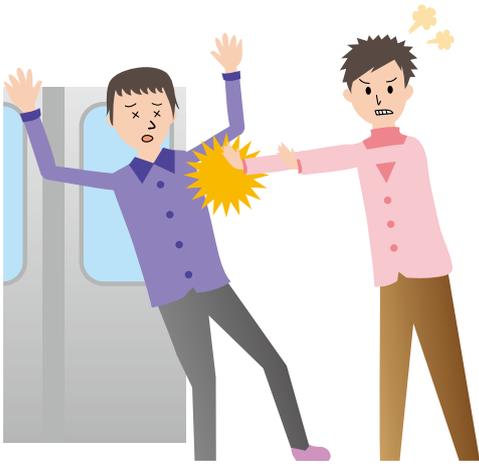
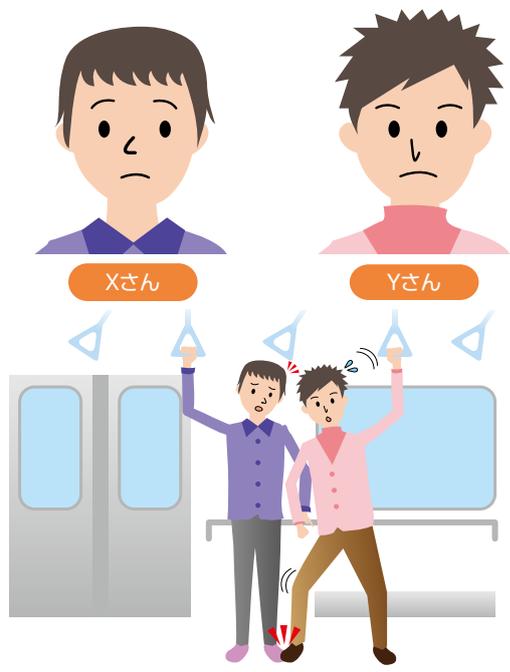
民事裁判は当事者では解決が困難な紛争に対して、第三者による( )に基づく解決を図る役割を果たしています。訴えた人が( )となり、訴えられた人が( )となって主張し合い、判決以外にも「示談」「和解」などの様々な解決方法がとられています。



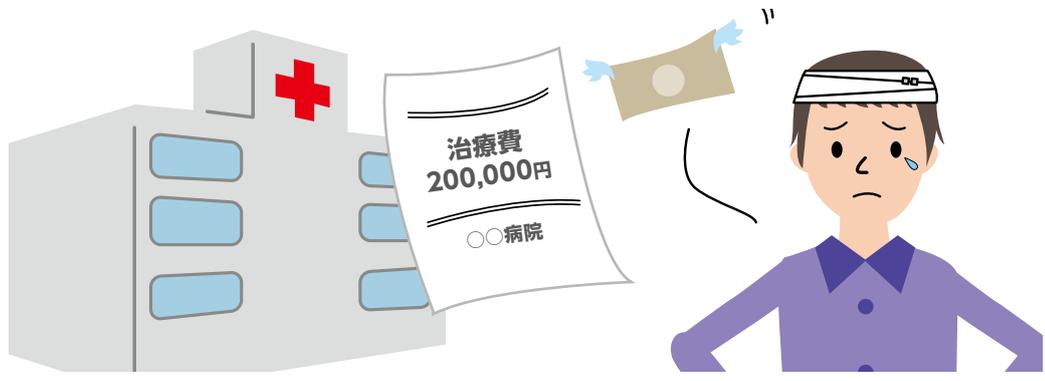
# 事例をもとに民事裁判と刑事裁判の特徴を考えてみよう

## 電車における傷害事件

Xさんは、電車でたまたま隣り合ったYさんが、よろめいて足を踏んだので、思わず、「痛いよ、気を付けて。」と注意しました。すると、Yさんは、いきなり怒り出して、「生意気だ。」などと言い、Xさんを両手で突き飛ばしました。そのため、Xさんは転倒して、頭を切るけがをしました。



Xさんは、Yさんを捕まえようとしたのですが、Yさんは、次の停車駅で電車から走って逃げてしまいました。Xさんが、その後病院に行って診察してもらったところ、頭を5針縫うけがで、全治1か月と診断されました。Xさんは、治療費として合計20万円を病院に払いました。



**参考条文** 刑法第204条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

# 事例をもとに民事裁判と刑事裁判の特徴を考えてみよう

裁判所の法廷の写真を見ながら、それぞれの立場の名前と役割を確認しましょう。



				
<b>裁判官</b>	<b>検察官</b>	<b>被告人</b>	<b>弁護士</b>	<b>裁判員</b>
双方の言い分を聞き、判決を下す。	犯罪を立証し、刑の言渡しを求める。	自分が犯人として行ったと疑われている行為について、裁判を受ける。	被告人の言い分を裁判官に伝え、被告人を弁護する。	被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に決める。

# 事例をもとに民事裁判と刑事裁判の特徴を考えてみよう

あなたが裁判官だったら、電車における傷害事件の様子をはっきりさせるためには、XさんとYさんにどのような質問をしたらよいでしょうか。理由とともに考えてみましょう。



Xさんに対する質問とその理由

Blank writing area for questions and reasons regarding Xさん, featuring horizontal dashed lines.



Yさんに対する質問とその理由

Blank writing area for questions and reasons regarding Yさん, featuring horizontal dashed lines.

## 事例をもとに民事裁判と刑事裁判の特徴を考えてみよう

公正な裁判を行うためには  
どのようなことが大切にな  
ってくるのでしょうか。



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

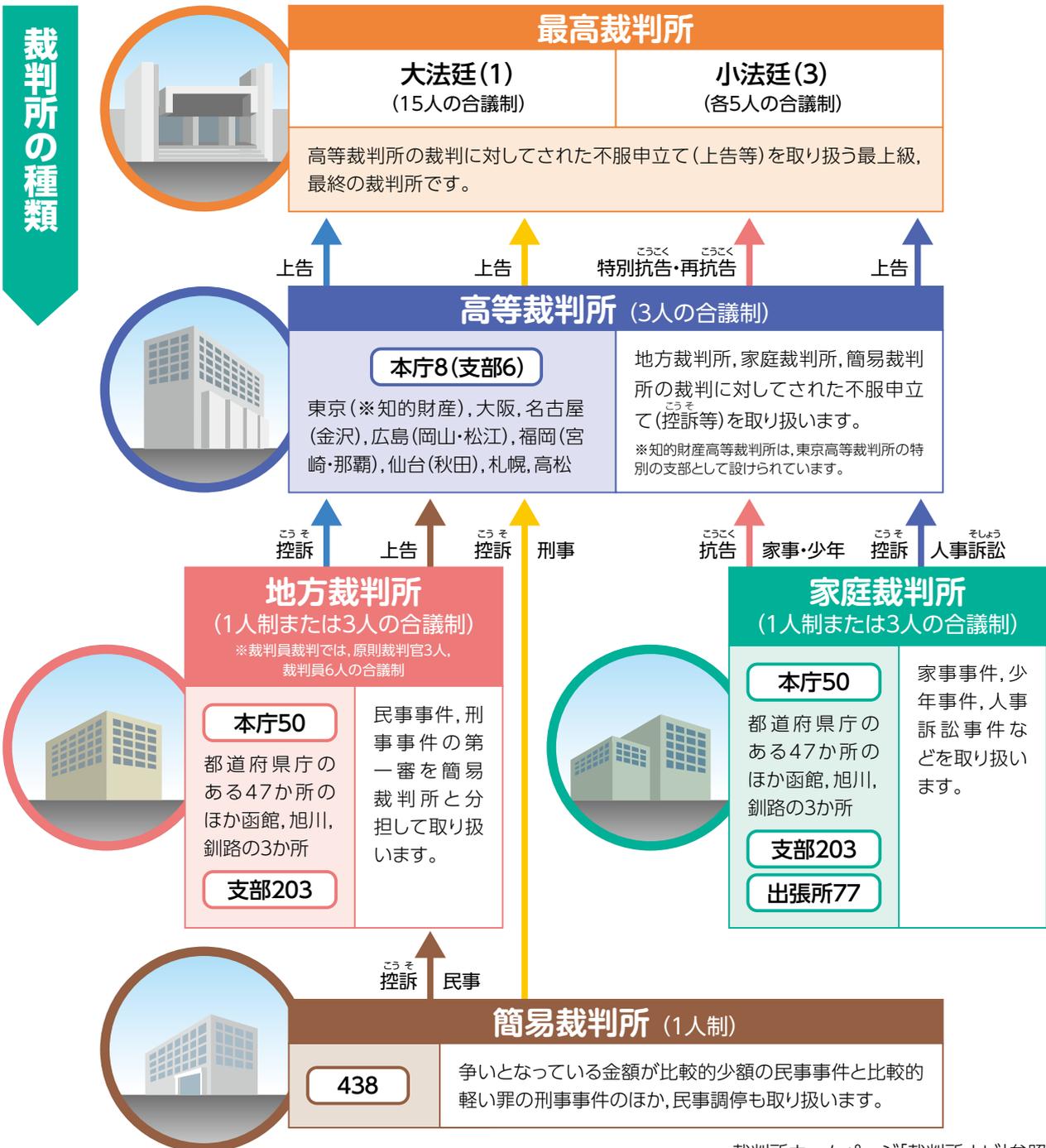
### 刑事裁判

- ( ) —— Yさんの行為を処罰するためのルールがなければ、Yさんは処罰されない。
- ( ) —— Yさんが逮捕されたとき、罪を償うためにXさんに治療費を払うだけでよい。
- ( ) —— Xさんが3日後に街中でYさんを見かけた場合、Xさんが捕まえて逮捕することができる。
- ( ) —— 民事裁判は被害を受けた当事者が訴えを起こすが、刑事裁判では検察官が被疑者を被告人として裁判所に訴える(起訴)。
- ( ) —— 刑罰は個人の被害の救済だけでなく、人々が安心して暮らせる社会を維持するためのものでもある。

# 三審制

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判に納得がいかないときは、上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第二審）。その裁判に憲法の違反があるときなどには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第三審）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。

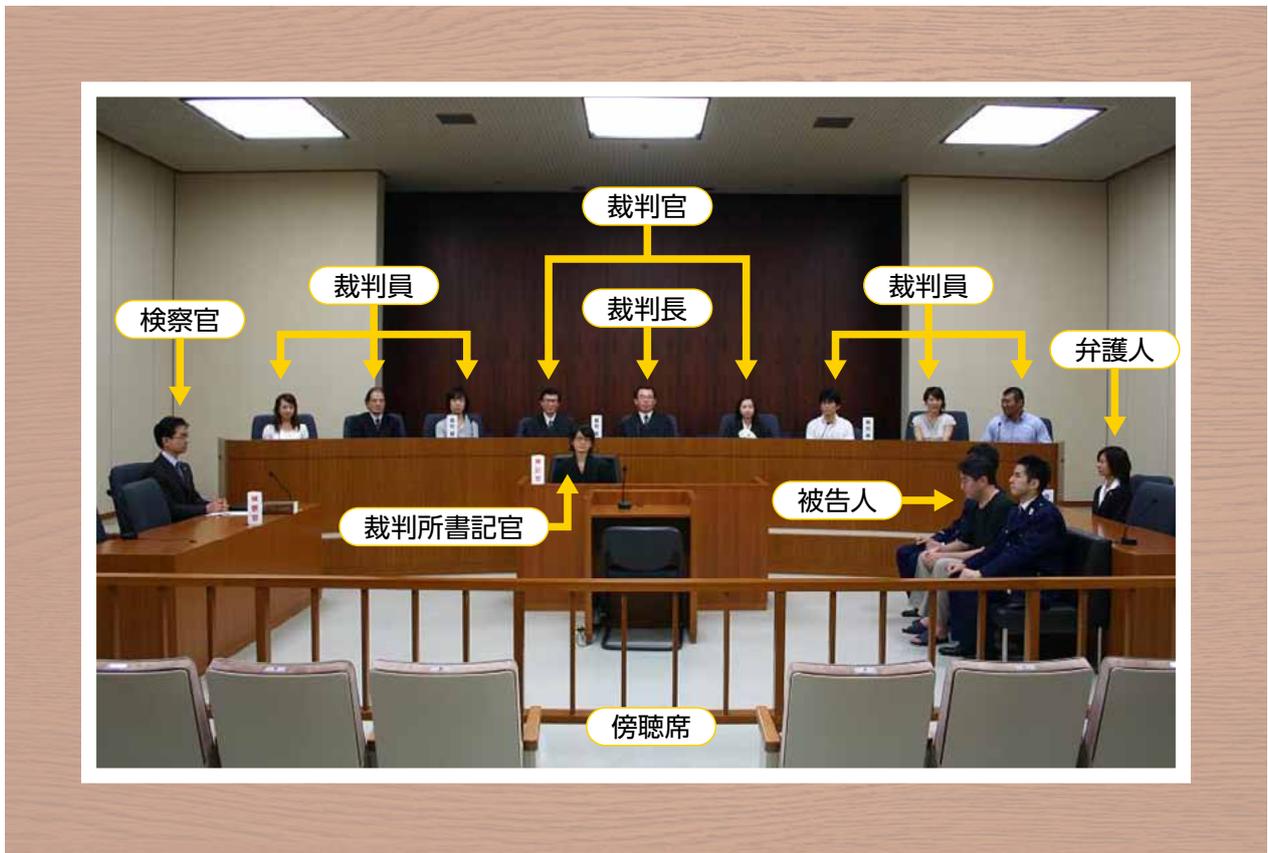


裁判所ホームページ「裁判所ナビ」参照

裁判官のみの場合



裁判員が加わった場合



法務省と内閣官房による模擬撮影

## 裁判員裁判の事例

### 現住建造物等放火被告事件

被告人は、妻と離婚した後、自分が誰にも必要とされていない人間だと思い込むようになりました。自殺をしたり、犯罪を犯して刑務所に収容されたりすれば、思い悩む日々から抜け出すことができると考え、勤務先の倉庫に放火することを決意しました。従業員3名がいる建造物に、段ボール板にライターで火を放ち、建造物を焼損しました。

### 殺人被告事件

被告人は、仕事に就くことができず収入がないことなどから、預金が減っていくことに不安になり、路上生活になると思い込むようになりました。母にかわいそうな思いをさせるくらいなら、いっそ殺害した方がよいと思い、殺意をもって母を死亡させました。

### 殺人被告事件

被告人は、重い病気にかかって、家族にも感染させているなどと思い悩むようになり、自殺しようと考えました。妻を一人残すと辛い思いをさせると考え、妻と無理心中することを決意し、死亡させました。

### 道路交通法違反、危険運転致死傷被告事件

被告人は、酒気を帯びた状態で、普通乗用自動車を運転しました。信号機のある交差点で、信号が赤色にもかかわらず、わざと無視しました。時速140キロメートルの速度で交差点に進入し、左方道路から信号に従った被害者の普通乗用自動車に衝突させました。被害者を出血死させて、被害者の同乗者に6か月間の治療を要する傷害を負わせました。

### 覚せい剤取締法違反、関税法違反

被告人は、共犯者らとともに、営利の目的で、フランスの空港で航空機に搭乗する際、覚せい剤約1895.73グラムが混入された水溶液入り瓶3本を隠したスーツケースを、手荷物として預けて積み込ませました。日本の空港でこのスーツケースを航空機から運び出させて輸入し、その事実を申告せずに検査場を通過しようとしていました。

### 強盗致傷被告事件

さい銭箱から現金を盗もうとした被告人は、見回り中の被害者に声をかけられて逃走する際、逮捕を免れるため、被害者に暴行を加えて全治約3か月間を要する傷害を負わせました。

### 傷害致死被告事件

被告人は、体の麻痺のため寝たきりの状態であった妻に対して、献身的な介護を行っていました。準備した食事を妻が嫌がったことなどに腹を立てて、妻に対して暴行を加え、傷害を負わせ、その傷害により死亡させました。

#### 共通点

#### 相違点

## お金を作って、使ったか

### 事件の概要

被告人は、使用する目的で、インクジェットプリンター複合機を用いて、真正な金額1万円の日本銀行券を白紙に複写して裁断する方法で、通用する金額1万円の日本銀行券を偽造し、さらに、商品購入代金の支払として、偽造した金額1万円の日本銀行券を真正なもののように装って、お店で手渡して使用したとして起訴されています。被告人は、偽札を作ったことはあるが本物のお金として使う目的はなかった、また、その偽札を使ったことはないと言って、無罪を主張しています。



### 証拠(事実)



**A**：被告人の財布の中から、お店で使われた偽札と記番号が同一の本物の1万円札が発見されました。



**B**：被告人の部屋には、インクジェットプリンター複合機、カッターマットなどの道具がありました。



**C**：偽札は、一見すると本物ととてもよく似ています。ただ、よく観察すると、本物とは色が少し違っていて、本物と並べて見ると、偽物かもしれないと疑うことができるような外観でした。



**D**：偽札は、1枚の紙の表裏に1万円札の表面と裏面がずれないようにコピーして、裁断する方法で作られています。



**E**：被告人の友人は、「被告人は、最近、『この前興味本位で試しに偽札を作ったが、意外とうまく作れるもんだね』と私に話しました」と証言しています。

## お金を作って、使ったか



**F** : お店で使用された偽札に付着した指紋を鑑定した証人は、この指紋は被告人のものだと言っています。



**G** : 偽札がそのお店で使用された同じ日に、被告人は、ポイントカードを同じお店で使用しています。



**H** : 偽札がそのお店で使用された時刻の1分前に、被告人は、友人に、「今自宅でくつろいでいる」という内容のメールを送っています。



**I** : 防犯カメラの映像に映った犯人と被告人の衣服は、被告人の部屋の捜索で発見されたものとよく似ています。



**J** : 犯人は、四つ折りに畳んだ1万円札の上に、本物の千円札を重ねて店員に差し出しています。



- 1項 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。  
※行使の目的（お金として使う目的など）がなければ、処罰されない。
- 2項 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。  
※偽札だと知らずに使った場合は、処罰されない。



# 「お金を作って、使ったか」の証拠をもとに考えよう

被告人に不利な事情 そうだったと思わせる事情	問題となっている 事実	被告人に有利な事情 そうではなかったと思わせる事情
( )	<p>本物のお札として使う目的で、 お店で使われた 偽札を作ったか</p> 	( )
( )		( )
( )		( )
( )		( )
( )	<p>偽札であると 知っていて、 偽札を使ったか</p> 	( )
( )		( )
( )		( )
( )		( )



## 法やルールって、なぜ必要なんだろう？ ～私たちと法～

2015年3月27日 初版発行

発行 法教育推進協議会(法務省)

印刷・製本 株式会社坂東印刷

[本社] 〒776-0001 徳島県吉野川市鴨島町牛島3043  
TEL 0883-24-2234 FAX 0883-26-0535  
[東京営業所] 〒141-0031 東京都品川区西五反田1-24-4-1014  
TEL 03-5848-7701 FAX 03-5848-7702  
URL <http://www.bandy.co.jp>

本書の内容に関するお問い合わせは  
下記の連絡先までお願いいたします。

法務省大臣官房司法法制部司法法制課  
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
TEL 03-3580-4111(代表) 内線2364  
FAX 03-5511-7205  
E-mail [housei06@moj.go.jp](mailto:housei06@moj.go.jp)

©2015 Printed in Japan

※乱丁、落丁は送料を弊社負担でお取り替えいたします。

本書は、環境に配慮して、再生紙を使用しています。



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

法教育推進協議会